

広島市報

定期第1043号
平成29年5月1日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

条 例

- 広島市個人情報保護条例及び広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(第5号).....6
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(第6号).....6
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(第7号).....6
- 広島市土地開発基金条例を廃止する条例(第8号).....7
- 広島市市税条例等の一部を改正する条例(第9号).....7
- 広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例(第10号).....11
- 広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例(第11号).....12
- 広島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例(第12号).....15
- 広島市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(第13号).....15
- 広島市工場立地法地域準則条例(第14号).....15
- 広島市湯来福社会館条例の一部を改正する条例(第15号).....16
- 広島市児童福祉施設設備基準等条例及び広島市子ども療育センター条例の一部を改正する条例(第16号).....17
- 広島市児童館条例の一部を改正する条例(第17号).....17
- 広島市墓地及び納骨堂条例の一部を改正する条例(第18号).....17
- 広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(第19号).....17
- 広島市下水道条例の一部を改正する条例(第20号).....17
- 広島市学校給食センター条例の一部を改正する条例(第21号).....18
- 広島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(第22号).....18
- 広島市市税条例の一部を改正する条例(第

規 則

- 23号).....18
- 広島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(第24号).....19
- 広島市市税規則の一部を改正する規則(第2号).....19
- 広島市特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(第3号).....19
- 広島市湯来福社会館条例施行規則の一部を改正する規則(第4号).....19
- 広島市墓地及び納骨堂条例施行規則の一部を改正する規則(第5号).....20
- 消防局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則(第6号).....20
- 広島市農業振興対策審議会規則の一部を改正する規則(第7号).....22
- 国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則(第8号).....22
- 広島市児童相談所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則(第9号).....22
- 広島市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則(第10号).....23
- 広島市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則(第11号).....23
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第12号).....23
- 職員の公務災害等の休業補償に関する条例施行規則及び広島市公務災害等見舞金等支給規則の一部を改正する規則(第13号).....23
- 広島市財産規則の一部を改正する規則(第14号).....24
- 広島市証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則(第15号).....24
- 広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第16号).....24
- 広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則(第17号).....25
- 広島市競輪実施規則及び広島市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

<p>(第 1 8 号).....25</p> <p>○広島市老人ホーム入所措置等に関する規則等の一部を改正する規則 (第 1 9 号).....25</p> <p>○児童福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則 (第 2 0 号).....26</p> <p>○広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則 (第 2 1 号).....26</p> <p>○広島市介護保険規則の一部を改正する規則 (第 2 2 号).....26</p> <p>○広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第 2 3 号).....26</p> <p>○広島市立看護専門学校学則の一部を改正する規則 (第 2 4 号).....27</p> <p>○広島市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則 (第 2 5 号).....27</p> <p>○広島市事務組織規則の一部を改正する規則 (第 2 6 号).....27</p> <p>○広島市幹部会議規則等の一部を改正する規則 (第 2 7 号).....30</p> <p>○地方自治法第 1 5 2 条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則 (第 2 8 号).....30</p> <p>○広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則 (第 2 9 号).....30</p> <p>○広島市職員倫理規則等の一部を改正する規則 (第 3 0 号).....32</p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第 3 1 号).....40</p> <p>○広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則 (第 3 2 号).....40</p> <p>○広島市会計規則の一部を改正する規則 (第 3 3 号).....42</p> <p>○広島市物品管理規則の一部を改正する規則 (第 3 4 号).....42</p> <p>○広島市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則 (第 3 5 号).....43</p> <p>○広島市保育の実施等に関する規則の一部を改正する規則 (第 3 6 号).....45</p> <p>○広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則 (第 3 7 号).....45</p> <p>○広島市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則 (第 3 8 号).....46</p> <p>○広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 (第 3 9 号).....46</p> <p style="text-align: center;">告 示</p> <p>○自転車等の所有権の取得.....46</p> <p>○介護保険法による指定居宅介護支援事業者</p>	<p>の指定.....46</p> <p>○介護保険法又は改正前の介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....46</p> <p>○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定.....47</p> <p>○広島広域公園陸上競技場の呼称を定めた.....47</p> <p>○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....47</p> <p>○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出.....48</p> <p>○災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定の取り消し.....48</p> <p>○地方税法による平成 2 9 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧.....48</p> <p>○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止.....49</p> <p>○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定辞退.....50</p> <p>○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....50</p> <p>○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....50</p> <p>○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定更新 2 件.....52</p> <p>○路上駐車場の休止.....53</p> <p>○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....53</p> <p>○公印の印影印刷.....54</p> <p>○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止.....54</p>
---	---

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	54	○広島市市税条例による3輪以上の軽自動車を平成28年5月31日付け「軽自動車税環境性能割の減免に関する確認書」の減免対象車両とする	61
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定	54	○車両制限令による通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路の指定、並びに当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を定める	61
○自転車等の所有権の取得	54	○自転車等の所有権の取得	61
○広島市市税条例による控除対象寄附金指定の届出事項の変更	54	○市営住宅等附設駐車場の使用料を定める	62
○公共下水道の供用開始	55	○公共下水道の供用開始	62
○公共下水道及び流域下水道の終末処理場の処理開始	55	○公共下水道及び流域下水道の終末処理場の処理開始	62
○農業集落排水処理施設の供用開始	55	○農業集落排水処理施設の供用開始	63
○広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務の委託	55	○公共下水道及び流域下水道の終末処理場の処理開始	63
○市営店舗の使用料の変更	56	○広島市総合福祉センターの使用料の収納事務の委託	63
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	56	○民生委員協議会を組織する区域の一部変更	64
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 2件	56	○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止	64
○公印の印影出力	58	○介護保険法による指定地域密着型サービス事業の廃止	64
○開発行為に関する工事の完了	58	○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止	64
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定	58	○地方自治法による連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更	65
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定の取り消し	58	○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗についての意見書の提出	65
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定の取り消し	58	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院指定病院の指定	65
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定の取消し	58	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特例措置を採ることができる精神科病院の指定	66
○広島市文化交流会館のホール施設の呼称を定めた	59	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特例措置を採ることができる精神科病院（特定病院）の認定	66
○災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定の取り消し	59	○農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を定めた	66
○開発行為に関する工事の完了	59	○放置自転車等の撤去（中区） 2件	66
○私道の整備工事に要する経費を認定する場合の上限となる額を定めた	59	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	66
○広島農業振興地域整備計画の変更	60	○放置自転車等の撤去（中区） 9件	66
○開発行為に関する工事の完了	61	○長期間駐車されていた自転車の移動（中区）	67
○特賃住宅を除く市営住宅の平成29年4月から平成30年3月までの家賃を定める	61	○放置自転車等の撤去（中区） 5件	68
		○長期間駐車されていた自転車等の移動（中	

区).....	68	佐南区).....	74
○放置自転車等の撤去(中区) 2件.....	68	○道路法による道路の区域決定(安佐南区).....	74
○長期間駐車されていた自転車等の移動(中区).....	68	○道路の供用開始(安佐南区).....	74
○放置自転車等の撤去(中区).....	68	○建築基準法による建築協定の認可(安佐南区).....	74
○長期間駐車されていた自転車等の移動(中区).....	69	○道路の区域変更(安佐南区).....	75
○放置自転車等の撤去(中区).....	69	○道路の供用開始(安佐南区).....	75
○長期間駐車されていた自転車等の移動(中区).....	69	○道路の区域変更(安佐南区).....	75
○放置自転車等の撤去(中区) 4件.....	69	○道路の供用開始(安佐南区).....	75
○広島市中区地域福祉センターの使用料の収納事務の委託(中区).....	69	○道路の区域変更(安佐南区).....	75
○広島市吉島福祉センターの使用料の収納事務の委託(中区).....	69	○昭和62年12月19日付け広島市告示第384号で告示した路線の起点及び終点の表示の変更(安佐南区).....	76
○放置自転車等の撤去(中区) 2件.....	70	○道路の区域変更(安佐南区).....	76
○長期間駐車されていた自転車等の移動(中区).....	70	○道路の供用開始(安佐南区).....	76
○放置自転車の撤去(東区) 2件.....	70	○建築基準法による道路の位置の指定(安佐南区) 2件.....	76
○建築基準法による公告認定対象区域の認定の取消し(東区).....	70	○路線名等を定める法定外公共物の指定(安佐南区).....	76
○放置自転車の撤去(東区).....	70	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更(安佐南区).....	76
○道路の区域変更(東区).....	70	○道路の区域変更(安佐南区).....	77
○道路の供用開始(東区).....	71	○道路の供用開始(安佐南区).....	77
○放置自転車等の撤去(東区) 2件.....	71	○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安佐北区).....	77
○放置自転車の撤去(東区) 3件.....	71	○市街化区域内の水路の廃止(安佐北区).....	77
○放置自転車等の撤去(南区).....	71	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更(安佐北区).....	77
○長期間駐車されていた自転車等の移動(南区).....	71	○路線名等を定める法定外公共物の指定(安佐北区).....	78
○放置自転車等の撤去(南区) 2件.....	71	○平成29年第1回高南財産区議会定例会の招集(安佐北区).....	79
○長期間駐車されていた自転車等の移動(南区) 2件.....	72	○平成29年第1回小河内財産区議会定例会の招集(安佐北区).....	79
○放置自転車等の撤去(南区) 2件.....	72	○道路法による事業計画のある道路を建築基準法に規定する道路と指定(安佐北区).....	79
○道路の区域変更(南区).....	72	○放置自転車等の撤去(安佐北区).....	79
○道路の供用開始(南区).....	72	○長期間駐車されていた自転車等の移動(安佐北区).....	79
○放置自転車等の撤去(南区) 2件.....	72	○上町屋光洋区自治会の解散(安佐北区).....	79
○長期間駐車されていた自転車等の移動(南区).....	72	○道路の区域変更(安芸区).....	79
○放置自転車等の撤去(南区) 3件.....	73	○道路の供用開始(安芸区).....	80
○長期間駐車されていた自転車等の移動(南区).....	73	○放置自転車等の撤去(安芸区).....	80
○放置自転車等の撤去(南区).....	73	○道路の区域変更(安芸区).....	80
○放置自転車等の撤去(西区) 8件.....	73	○道路の供用開始(安芸区).....	80
○建築基準法による道路の位置の指定(西区).....	74	○道路の区域変更(安芸区).....	80
○平成29年第1回緑井財産区議会定例会の招集(安佐南区).....	74	○道路の供用開始(安芸区).....	80
○長期間駐車されていた自転車等の移動(安			

- 放置自転車の撤去（安芸区）……………81
- 建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）……………81
- 長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）……………81
- 瀬野川公園照明点灯カード売払代金の使用料収納事務の委託（安芸区）……………81
- 建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）……………81
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 4件……………81
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）……………82
- 道路の区域変更（佐伯区）……………82
- 道路の供用開始（佐伯区）……………82
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件……………82
- 建築基準法による認定の取消し（佐伯区）……………82
- 市街化区域内の水路の廃止（佐伯区）……………83
- 道路の区域変更（佐伯区）……………83
- 道路の供用開始（佐伯区）……………83
- 道路の区域変更（佐伯区）……………83
- 道路の供用開始（佐伯区）……………83
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件……………84
- 区 告 示**
- 自動車臨時運行許可番号標の失効（中区）……………84
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（南区）……………84
- 自動車臨時運行許可番号標の失効（安佐南区）……………84
- 公 告**
- 都市再開発法による市街地再開発組合の解散の認可……………84
- 選 管 告 示**
- 平成29年3月2日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数……………84
- 人事委員会規則**
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第1号）……………85
- 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（第2号）……………85
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第3号）……………85
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（第4号）……………87
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則（第5号）……………87

教育委員会規則

- 広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則（第1号）……………92
- 広島市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則（第2号）……………92
- 広島市立高等学校学則の一部を改正する規則（第3号）……………92
- 広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（第4号）……………93
- 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則（第5号）……………93
- 広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則（第6号）……………95
- 広島市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則（第7号）……………95
- 広島市教育委員会指定管理者指定審議会規則の一部を改正する規則（第8号）……………96
- 広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（第9号）……………96
- 広島市教職員表彰規則の一部を改正する規則（第10号）……………97
- 広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則（第11号）……………97

教育委員会告示

- 公印の印影印刷……………97
- 広島市教育委員会議（臨時会）の開催……………97

水道局規程

- 広島市水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程（第1号）……………98
- 広島市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程（第2号）……………98
- 広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程（第3号）……………98
- 広島市水道局就業規則の一部を改正する規程（第4号）……………99
- 広島市水道局職員懲戒審査委員会規程の一部を改正する規程（第5号）……………100
- 広島市水道局会計規程等の一部を改正する規程（第6号）……………101

監 査 公 表

- 包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表……………101

条 例

広島市条例第 5 号

平成 2 9 年 3 月 2 4 日

広島市個人情報保護条例及び広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市個人情報保護条例及び広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

(広島市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 広島市個人情報保護条例(平成 1 6 年広島市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「第 2 項」の右に「(これらの規定を番号利用法第 2 6 条において準用する場合を含む。第 2 7 条において同じ。)」を加える。

第 2 7 条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第 2 8 条第 2 項第 1 号中「第 2 8 条」を「第 2 9 条」に改める。

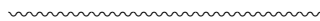
(広島市個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第 2 条 広島市個人番号の利用に関する条例(平成 2 7 年広島市条例第 5 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「里親の認定, 養育里親の登録」を「養育里親若しくは養子縁組里親の登録, 里親の認定」に改める。

附 則

この条例は, 平成 2 9 年 5 月 3 0 日から施行する。ただし, 第 2 条の規定は, 同年 4 月 1 日から施行する。



広島市条例第 6 号

平成 2 9 年 3 月 2 4 日

職員の勤務時間, 休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

職員の勤務時間, 休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(昭和 2 6 年 8 月 1 1 日広島市条例第 2 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「介護休暇」の右に「, 介護時間」を加える。

第 1 5 条第 1 項中「職員が」の右に「要介護者()」を, 「あるもの」の右に「をいう。以下同じ。)」を加え, 同条第 2 項中「前項に規定する者」を「要介護者」に, 「同項」を「前項」に改め, 同条の次に次の 1 条を加える。

(介護時間)

第 1 5 条の 2 介護時間は, 職員が要介護者の介護をするため, 要介護者の各々が当該介護を必要とする状態にある期間を限度

として, 連続する 3 年の期間(当該要介護者に係る前条第 2 項の規定により必要と認められた期間と重複する期間を除く。)内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は, 前項に規定する期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第 3 項の規定は, 介護時間について準用する。

第 1 7 条(見出しを含む。)中「介護休暇」の右に「, 介護時間」を加える。

附則第 7 項中「をいう。)」の右に「又は県介護時間(県勤務時間等条例第 1 4 条の 2 第 1 項に規定する介護時間をいう。)」を, 「受けた介護休暇」の右に「又は介護時間」を加える。

附則第 8 項中「介護休暇」の右に「又は介護時間」を加える。

附 則

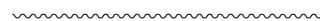
1 この条例は, 平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年広島市条例第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項中「の承認を受けている」を「又は勤務時間条例第 1 5 条の 2 の介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め, 「当該特別休暇」の右に「又は当該介護時間」を加える。

3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 4 1 年広島市条例第 6 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「又は介護休暇(当該職員が)」を「, 介護休暇(当該職員が要介護者()に, 「あるもの」を「あるものをいう。以下この項において同じ。))」に改め, 「休暇をいう。)」の右に「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため, 1 日の勤務時間の一部(2 時間を超えない範囲内の時間に限る。))につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。



広島市条例第 7 号

平成 2 9 年 3 月 2 4 日

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年広島市条例第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし, 第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者)

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は, 児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第 2 7 条第 4 項に規定する者の意に反するため, 同項の規定により, 同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

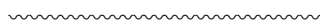
(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



広島市条例第8号

平成29年3月24日

広島市土地開発基金条例を廃止する条例をここに公布する。

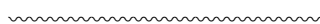
広島市長 松井 一 實

広島市土地開発基金条例を廃止する条例

広島市土地開発基金条例(昭和45年広島市条例第21号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



広島市条例第9号

平成29年3月24日

広島市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市市税条例等の一部を改正する条例

(広島市市税条例の一部改正)

第1条 広島市市税条例(昭和29年広島市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第8条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第20条の3の5第2項から第4項までの規定中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改める。

附則第22条の4第2項第1号及び第2号中「附則第22条の4第1項」を「附則第22条の5第1項」に改め、同項第3号中「附則第22条の4第1項」を「附則第22条の5第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等」を「特定給付補填金等」に改め、同項第4号中「附則第22条の4第1項」を「附則第22条の5第1項」に改め、同条第3項中「次項」を「以下この項及び次項」に、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第22条の4第3項」を「附則第22条の5第3項」に改め、同項第2号中「附則第22条の4第3項」を「附則第22条の5第3項後段」に改め、「第34条の8第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第22条の4第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第22条の4第3項」を「附則第22条の5第3項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第22条の4第3項に規定する」を「附則第22条の5第3項に規定する」に、「附則第22条の4第3項の規定による」を「附則第22条の5第3項後段の規定による」に改め、同条第6項中「附則第22条の4第3項」を「附則第22条の5第3項」に、「の確定申告書」を「に規定する確定申告書」に、「法第2章第1節第5款」を「同款」に改め、同条を附則第22条の5とする。

附則第22条の3の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第22条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下この条において「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等につ

いては、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第22条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第22条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第22条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則

第22条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（以下この項及び次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第22条の4第3項に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第22条の4第3項に規定する特例適用配当等の額」と、

「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第22条の4第3項に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

第2条 広島市市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「」、第53条の7、第67条」の右に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第34条の4の2第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

第80条を次のように改める。

（軽自動車税の納税義務者等）

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し当該3輪以上の軽自動車の取得者（法第443条第2項に規定する者を除く。以下この節において同じ。）に環境性能割によつて、軽自動車等（法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下この節において同じ。）に対し当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

第80条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税のみなす課税）

第80条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路

運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条の次に次の7条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第81条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額（第81条の4において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第81条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の免税点）

第81条の4 通常の取得価額が50万円以下である3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5 環境性能割は、申告納付の方法によつて徴収する。

（環境性能割の申告納付）

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る税金を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。
(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、第90条第1項各号又は第90条の2第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、」を削り、「対し」を「対して課する種別割の税率は」に改める。

第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税の」を「種別割の」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に、「軽自動車税について」を「この節において」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に、「軽自動車」を「軽自動車」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第3項中「使用者」の右に「であつたもの」を加え、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第80条の2第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第80条の2第1項」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「の各号」及び「市長が」を削り、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項及び第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の右に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第90条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「第2項又は前項」を「前2項」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第5項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項前段中「第443条又は第80条第3項ただし書」を「第445条又は第80条第2項ただし書」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項後段中「軽自動車税」を

「種別割」に、「第443条又は第80条第3項ただし書」を「第445条又は同項ただし書」に改め、同条第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第20条の3の5の見出し中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第2項から第4項までを削り、同条を附則第20条の3の10とし、附則第20条の3の4の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第20条の3の5 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第20条の3の6 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第20条の3の7 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第20条の3の8 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第20条の3の9 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

- 2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の3(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(広島市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 広島市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年広島市条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第18項中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、「新条例附則第20条の3の5第1項」を「広島市市税条例附則第20条の3の10」に改める。

附則第19項中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、「新条例第82条第2号及び新条例附則第20条の3の5第1項」を「広島市市税条例第82条及び附則第20条の3の10」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条例の」を加え、同項の表中「新条例第82条第2号ア(イ)」を「第82条第2号ア(イ)」に、「新条例第82条第2号ア(ウ)」を「第82条第2号ア(ウ)」に、「新条例附則第20条の3の5第1項の表以外の部分」を「附則第20条の3の10の表以外の部分」に、「新条例附則第20条の3の5第1項の表第82条第2号ア(イ)の項」を「附則第20条の3の10の表第82条第2号ア(イ)の項」に、「新条例附則第20条の3の5第1項の表第82条第2号ア(ウ)の項」を「附則第20条の3の10の表第82条第2号ア(ウ)の項」に改める。

(合衆国軍隊又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第4条 合衆国軍隊又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和33年広島市条例第32号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加える。

第2条第4号中「法律第188号」の右に「。第4条において「国連軍協定の実施に伴う臨時特例に関する法律」という。」を加え、同条第5号中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加える。

第3条の見出し中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条中「(以下「合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等」という。)」を削り、「軽自動車税」の右に「の種別割」を加える。

第4条の見出し中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条中「構成員等」の右に「。契約者若しくは軍人用販売機関等又は国際連合の軍隊の構成員等若しくは国連軍協定の実施に伴う臨時特例に関する法律第2条第6号に規定する諸機関」を、「軽自動車等」の右に「及び小型特殊自動車」を、「軽自動車税」の右に「の種別割」を加える。

第5条(見出しを含む。)中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加える。

別表第1中「軽自動車税証紙」を「軽自動車税(種別割)証紙」に、「Light Motor Vehicle Tax Stamp」を「Light Motor Vehicle Tax (Category Base) Stamp」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中広島市市税条例附則第8条の3の2の改正規定、同条例附則第22条の4の改正規定及び同条を同条例附則第22条の5とし、同条例附則第22条の3の次に1条を加える改正規定並びに次項の規定 公布の日

(2) 第1条中広島市市税条例附則第20条の3の5の改正規定及び附則第4項の規定 平成29年4月1日

2 第1条(前項第1号に掲げる改正規定に限る。)の規定による改正後の広島市市税条例附則第22条の4の規定は、同条第1項又は第3項に規定する所得割の納税義務者が平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

3 第2条の規定による改正後の広島市市税条例(附則第5項及び第6項において「31年新条例」という。)第34条の4及び第34条の4の2の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 第1条(附則第1項第2号に掲げる改正規定に限る。)の規定による改正後の広島市市税条例附則第20条の3の5の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

5 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

6 31年新条例及び第3条の規定による改正後の広島市市税条例等の一部を改正する条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

7 第4条の規定による改正後の合衆国軍隊又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の規定は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

広島市条例第10号

平成29年3月24日

広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

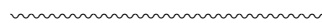
広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市衛生関係手数料条例(平成12年広島市条例第22号)の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

⑫ 特例条例第2条の規定に基づく麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第3条第1項に規定する麻薬小売業者の免許の申請に対する審査	麻薬小売業者免許申請手数料	1件につき	3,900円
⑬ 特例条例第2条の規定に基づく麻薬及び向精神薬取締法第10条第1項に規定する麻薬小売業者の免許証の再交付	麻薬小売業者免許証再交付手数料	1件につき	2,700円
⑭ 特例条例第2条の規定に基づく麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項に規定する向精神薬卸売業者の免許の申請に対する審査	向精神薬卸売業者免許申請手数料	1件につき	14,600円
⑮ 特例条例第2条の規定に基づく麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項に規定する向精神薬小売業者の免許の申請に対する審査	向精神薬小売業者免許申請手数料	1件につき	3,900円
⑯ 特例条例第2条の規定に基づく麻薬及び向精神薬取締法第50条の4において読み替えて準用する同法第10条第1項に規定する向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許証の再交付	向精神薬卸売業者等免許証再交付手数料	1件につき	2,700円

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



広島市条例第11号

平成29年3月24日

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例をここに

公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第53条ア(ア)中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、「書面」の右に「その他市長が定める書面」を加え、同号ア(ア)中「28,000円」を「29,000円」に、「47,000円」を「49,000円」に、「84,000円」を「87,000円」に、「133,000円」を「138,000円」に、「168,000円」を「174,000円」に、「179,000円」を「186,000円」に改め、同号ア(ア)c(b)中「28,000円」を「29,000円」に、「84,000円」を「87,000円」に、「133,000円」を「138,000円」に、「168,000円」を「174,000円」に、「209,000円」を「218,000円」に改め、同号ア(イ)a中「36,000円」を「37,000円」に改め、同号ア(イ)b中「36,000円」を「37,000円」に、「73,000円」を「75,000円」に、「102,000円」を「105,000円」に、「143,000円」を「148,000円」に、「205,000円」を「213,000円」に、「294,000円」を「305,000円」に、「398,000円」を「413,000円」に、「521,000円」を「541,000円」に、「611,000円」を「635,000円」に改め、同号ア(イ)c(b)中「114,000円」を「118,000円」に、「188,000円」を「195,000円」に、「293,000円」を「304,000円」に、「376,000円」を「390,000円」に、「450,000円」を「466,000円」に、「522,000円」を「543,000円」に改め、同号ア(イ)c(d)中「252,000円」を「261,000円」に、「401,000円」を「416,000円」に、「570,000円」を「593,000円」に、「699,000円」を「727,000円」に、「824,000円」を「857,000円」に、「940,000円」を「978,000円」に改め、同表中第83号を第88号とし、第64号から第82号までを5号ずつ繰り下げ、同表第63号ア中「第61号ア」を「第66号ア」に改め、同号イ中「第61号イ(ア)」を「第66号イ(ア)」に改め、同号を同表第68号とし、同表中第62号を第67号とし、第59号から第61号までを5号ずつ繰り下げ、同表第58号ア中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（第56号ア(ア)a）」を「建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第60号ア(ア)a）」に改め、同号ア(ア)中「第56号ア(ア)a」を「第60号ア(ア)a」に改め、同号ア(イ)a中「第56号ア(ア)c(a)」を「第

60号ア(ア)c(a)に改め、同号ア(イ)b中「第56号ア(ア)b(b)」を「第60号ア(ア)b(b)」に改め、同号イ(ア)a中「第56号ア(イ)a」を「第60号ア(イ)a」に改め、同号イ(イ)a(a)中「第56号ア(イ)c(a)」を「第60号ア(イ)c(a)」に改め、同号イ(イ)b(a)中「第56号ア(イ)b(b)(i)」を「第60号ア(イ)b(b)(i)」に改め、同号イ(イ)b(b)中「第56号ア(イ)b(b)(ii)」を「第60号ア(イ)b(b)(ii)」に改め、同号を同表第63号とし、同表中第57号を第61号とし、同号の次に次の1号を加える。

62 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明申請手数料	1件につき	前号アからウまでに掲げる額を合計した額
--	-------------------------------	-------	---------------------

別表第56号の事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「」及び「」という。）」を削り、同号ア(ア)中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同号ア(ア)a及びb中「第58号」を「第63号」に改め、同号ア(ア)b(b)中「(居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段その他の人の居住の用に供する建築物の部分（以下この号及び第58号において「住宅部分」という。）以外の建築物の部分という。以下この号及び第58号において同じ。）」を削り、同号ア(ア)c(a)中「の住宅部分」の右に「(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分という。以下この号及び第63号において同じ。）」を加え、同号ア(イ)b(b)(i)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令第1号。以下この号及び第58号において「」及び「」という。）」を削り、同号を同表第60号とし、同表中第55号を第56号とし、同号の次に次の3号を加える。

67 建築物省エネ法第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定（同項の建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。次号において同じ。）の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定申請手数料	1件につき	次のア又はイに掲げる場合に応じて、それぞれ当該ア又はイに定める額 ア 1棟の建築物の一部に係る申請の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令第1号。以下この号、第60号及び第63号において「省令」という。）
--	----------------------------	-------	--

第1条第1項第1号イの基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 次のa及びbに掲げる部分に応じて、それぞれ当該a及びbに定める額を合計した額

- a 1棟の建築物の非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号、第60号及び第63号において同じ。）のうち工場部分（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものの用に供する部分をいう。以下この号において同じ。）
工場部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この号において同じ。）の合計が300平方メートル未満のときは25,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは46,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは110,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは163,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは202,000円、25,000平方メートル以上のときは250,000円
- b 1棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分を除く部分 工場部分を除く部分の床面積の合計が300平方メートル未満のときは247,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは399,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは569,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未

	<p>満のときは701,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは829,000円, 25,000平方メートル以上のときは946,000円</p> <p>(イ) 省令第1条第1項第1号口の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 次のa及びbに掲げる部分に応じて、それぞれ当該a及びbに定める額を合計した額</p> <p>a 1棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分 工場部分の床面積の合計が300平方メートル未満のときは20,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは41,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは103,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは155,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは193,000円, 25,000平方メートル以上のときは239,000円</p> <p>b 1棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分を除く部分 工場部分を除く部分の床面積の合計が300平方メートル未満のときは94,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは158,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは256,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは334,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは402,000円, 25,000平方メートル以上のときは471,000円</p> <p>イ 1棟の建築物全体に係る申請の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める額</p>		<p>(ア) 省令第1条第1項第1号イの基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 次のa及びbに掲げる部分に応じて、それぞれ当該a及びbに定める額を合計した額</p> <p>a 1棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分 工場部分の床面積の合計に応じて、ア(ア)aに規定する額</p> <p>b 1棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分を除く部分 工場部分を除く部分の床面積の合計に応じて、ア(ア)bに規定する額</p> <p>(イ) 省令第1条第1項第1号口の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 次のa及びbに掲げる部分に応じて、それぞれ当該a及びbに定める額を合計した額</p> <p>a 1棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分 工場部分の床面積の合計に応じて、ア(イ)aに規定する額</p> <p>b 1棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分を除く部分 工場部分を除く部分の床面積の合計に応じて、ア(イ)bに規定する額</p>
	<p>(58) 建築物省エネ法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画変更適合性判定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画変更適合性判定申請手数料</p> <p>1件につき</p>	<p>次のア又はイに掲げる場合に応じて、それぞれ当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 前号アに掲げる場合 前号ア(ア)又は(イ)に掲げる場合(ア)又は(イ)に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 前号イに掲げる場合 前号イ(ア)又は(イ)に掲げる場合に応じて、それぞれ同号イ(ア)又は(イ)に定める額に2分の1を乗じて得た額</p>
	<p>(59) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料</p> <p>1件につき</p>	<p>前号ア又はイに掲げる場合に応じて、それぞれ同号ア又はイに定める額</p>

別表第54号の次に次の1号を加える。

(55) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明申請手数料	1件につき	前号アからウまでに掲げる額を合計した額
---	--------------------------	-------	---------------------

別表備考の5中「第56号ウ又は第57号ウ」を「第60号ウ又は第61号ウ（第62号においてこれを引用する場合を含む。）」に改め、同表備考の6中「第59号ウ又は第60号ウ」を「第64号ウ又は第65号ウ」に改め、同表備考の7中「第56号イ(イ)、第57号イ(イ)、第59号イ(イ)又は第60号ア」を「（第55号においてこれを引用する場合を含む。）」、第60号イ(イ)、第61号イ(イ)（第62号においてこれを引用する場合を含む。）」、第64号イ(イ)又は第65号ア」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

広島市条例第12号

平成29年3月24日

広島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市消防関係手数料条例（平成12年広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第21号中「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年広島県条例第34号。以下「県条例」という。）第2条の規定に基づく」を削り、「に規定する」を「の規定に基づく」に改め、「審査」の右に「（広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年広島県条例第34号。以下「県条例」という。）第2条の規定に基づくものを含む。）」を加え、同表第22号から第24号までの規定中「県条例第2条の規定に基づく」を削り、「に規定する」を「の規定に基づく」に改め、「審査」の右に「（県条例第2条の規定に基づくものを含む。）」を加え、同表第25号及び第26号中「県条例第2条の規定に基づく」を削り、「に規定する」を「の規定に基づく」に改め、「の完成検査」の右に「（県条例第2条の規定に基づくものを含む。）」を加え、同表第27号から第30号までの規定中「県条例第2条の規定に基づく」を削り、「に規定する」を「の規定に基づく」に改め、「審査」の右に「（県条例第2条の規定に基づくものを含む。）」を加え、同表第31号中「県条例第2条の規定に基づく」を削り、「に規定する」を「の規定に基

づく」に改め、「係る保安検査」の右に「（県条例第2条の規定に基づくものを含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

広島市条例第13号

平成29年3月24日

広島市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

広島市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年広島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条中「から第4項まで」を「及び第3項」に改める。

第15条中の見出し中「書類等」を「書類」に改め、同条中「法第54条第3項に規定する書類については」を削り、「同条第4項に規定する書類については海外への送金又は金銭の持出しの前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）、その」を「同項に規定する」に改める。

第17条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条第3項中「第4項」を「第3項」に改める。

附 則

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する書類の作成及び備置き並びに提出に係る改正前の広島市特定非営利活動促進法施行条例第13条（同条例第17条第3項において準用する場合を含む。）及び同条例第15条（同条例第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。

広島市条例第14号

平成29年3月24日

広島市工場立地法地域準則条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市工場立地法地域準則条例

（趣旨）

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、本市の区域の一部の地域について法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(対象区域)

第3条 法第4条の2第1項に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域は、次に掲げる区域(以下「対象区域」という。)とする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の工業専用地域及び工業地域
- (2) 都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域及び用途地域の指定のない区域のうち、別表に掲げる区域

(緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第4条 法第4条の2第1項の規定に基づき定める割合は、次のとおりとする。

- (1) 特定工場の緑地の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑地面積率」という。)は、100分の10以上の割合とする。
- (2) 特定工場の環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、100分の15以上の割合とする。

2 緑地面積率の算定において、工場立地法施行規則(昭和49大蔵省厚生省農林省令第1号)第4条に規定する緑地以外の環境施設通商産業省運輸省

以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設の用に供する土地と重複する土地及び同令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が対象区域の内外にわたる場合の措置等)

第5条 特定工場の敷地が対象区域と対象区域以外の本市の区域とにわたる場合においては、当該敷地の過半が、対象区域に属するときはその全部についてこの条例の規定を適用し、対象区域以外の区域に属するときはその全部についてこの条例の規定を適用しない。

第6条 市長は、特定工場の敷地が他の市町の区域にわたる場合においては、当該市町の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

(委任規定)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は同日に設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。)が行われるときは、第4条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定

大蔵省
厚生省
通商産業省
運輸省

は、工場立地に関する準則(平成10年農林水産省告示第1

号)(備考)の1及び3の規定の例による。この場合において、同告示(備考)の1及び3中「0.2」とあるのは「0.1」と、「0.25」とあるのは「0.15」とする。

別表(第3条関係)

区名	対象区域
西区	商工センター一丁目、商工センター二丁目、商工センター三丁目、商工センター四丁目、商工センター五丁目、商工センター六丁目、商工センター七丁目、商工センター八丁目、扇二丁目、草津港一丁目、草津港二丁目及び草津港三丁目
安佐南区	伴西五丁目(市長が定める区域に限る。)
佐伯区	石内上一丁目、石内東二丁目(17番及び18番に限る。)、五日市港二丁目(3番に限る。))及び五日市港三丁目

広島市条例第15号

平成29年3月24日

広島市湯来福祉会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市湯来福祉会館条例の一部を改正する条例

広島市湯来福祉会館条例(平成17年広島市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(本市が定める基準であって、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の6第1号イに該当するものに係るものに限る。以下「第1号通所事業」という。)

第3条第4号中「附則第14条第2項」を「附則第11条」に改める。

第6条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等

第10条第2項第1号イ中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改め、同項第4号中「第6条第4号」を「第6条第5号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第6条第3号」を「第6条第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第6条第2号」を「第6条第3号」に改め、同号アを次のように改める。

ア 第1号通所事業を利用する場合にあっては、前号アに掲げる額

第10条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第6条第2号に掲げる者 次に掲げる額の合計額

ア 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定し

た費用の額

イ 市長が適当と認める費用の実費相当額

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

広島市条例第16号

平成29年3月24日

広島市児童福祉施設設備基準等条例及び広島市こども療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市児童福祉施設設備基準等条例及び広島市こども療育センター条例の一部を改正する条例

(広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部改正)

第1条 広島市児童福祉施設設備基準等条例(平成24年広島市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項第2号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

(広島市こども療育センター条例の一部改正)

第2条 広島市こども療育センター条例(昭和49年広島市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号及び第5項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第20条中「軽度の情緒障害を有する」を「家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた」に、「その情緒障害を治し」を「社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

広島市条例第17号

平成29年3月24日

広島市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市児童館条例の一部を改正する条例

広島市児童館条例(昭和40年広島市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条の表広島市千田児童館の項の次に次のように加える。

広島市中島児童館	広島市中区加古町10番43号
----------	----------------

附 則

この条例は、平成29年5月1日から施行する。

広島市条例第18号

平成29年3月24日

広島市墓地及び納骨堂条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市墓地及び納骨堂条例の一部を改正する条例

広島市墓地及び納骨堂条例(昭和39年広島市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「25万円を」の右に「、広島市温井墓地を使用しようとする者は3平方メートルにつき144万円を」を加える。

別表第2(2)イの表中

2級(6平方メートル)	2,142,000
3級(6平方メートル)	2,080,000
4級(6平方メートル)	2,040,000
5級(6平方メートル)	1,938,000

を

2級(6平方メートル)	2,142,000
2級(3平方メートル)	1,234,000
3級(6平方メートル)	2,080,000
3級(3平方メートル)	1,193,000
4級(6平方メートル)	2,040,000
4級(3平方メートル)	1,173,000
5級(6平方メートル)	1,938,000
5級(3平方メートル)	1,111,000

に改め

る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

広島市条例第19号

平成29年3月24日

広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

広島市道路占用料徴収条例(昭和49年広島市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第2条第10項」を「第2条第11項」に改める。

附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の広島市道路占用料徴収条例第3条に規定する道路の占用(同条例第5条第3号のガス事業に係るものに限る。以下この項において同じ。)の許可、占用の同意又は占用の協議の成立があった占用物件であって、同条例第5条の規定により占用料の減額又は免除が行われたもののうち、この条例の施行の際現に当該許可、同意又は協議の成立に係る占用の期間が継続しているものに係る占用料の減額又は免除については、当該占用の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

広島市条例第20号

平成29年3月24日

広島市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市下水道条例の一部を改正する条例

広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項の表広島市あさひが丘下水道の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

広島市条例第21号

平成29年3月24日

広島市学校給食センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市学校給食センター条例の一部を改正する条例

広島市学校給食センター条例（昭和47年広島市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

広島市五日市北地区 学校給食センター	広島市佐伯区利松三 丁目6番3号	五日市地区 の市立の小 学校及び中 学校並びに 教育委員会 が適当と認 めたもの
広島市五日市中央地 区学校給食センター	広島市佐伯区五日市 中央六丁目4番13 号	
広島市五日市南地区 学校給食センター	広島市佐伯区海老園 三丁目18番1号	

広島市五日市南地区 学校給食センター	広島市佐伯区海老園 三丁目18番1号	五日市南地 区の市立の 小学校及び 中学校並び に教育委員 会が適当と 認めたもの
-----------------------	-----------------------	---

改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

広島市条例第22号

平成29年3月24日

広島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例

広島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年広島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「資格を有する」を「いずれにも該当する」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 本市の区域内に居住地、従業地又は通学地を有する者
第4条第2号中「禁鋼」を「禁錮」に改め、同条第4号中「居住地を離れて生活することを常」を「本市の区域内に居住、従業及び通学のいずれもしていないことを常態」に改める。

第5条第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第2号を削り、同項第1号中「一に」を「いずれかに」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 本市の区域内に居住地、従業地及び通学地のいずれも有しないこととなつたとき。

第9条中「であつて10日以上居住地」を「は、10日以上本市の区域」に、「者」を「団員」に改め、同条ただし書中「居住地」を「本市の区域」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

広島市条例第23号

平成29年3月31日

広島市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市市税条例の一部を改正する条例

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第48条第6項中「規定によつて」を「規定により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改める。

第50条第4項中「第48条の15の5第1項」を「第48条の15の5第2項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

附則第11条の2第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第8項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第32項第1号」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第32項第2号」に改め、同条第11項を削り、同条第12項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項を削り、同条第14項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項」を削り、同項を同条第13項とする。

附則第18条中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項」を「第27項、第31項、第35項、第39項若しくは第42項」に改める。

附 則

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方

税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 改正後の附則第18条の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

広島市条例第24号

平成29年3月31日

広島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

広島市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年広島市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「によつて」を「により」に、「生計のみち」を「生計の途」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の右に「に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者が不在の場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び扶養親族たる子」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び係」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

附則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに平成29年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

規 則

広島市規則第2号

平成29年3月24日

広島市市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市市税規則の一部を改正する規則

広島市市税規則（昭和43年広島市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第15条（見出しを含む。）、第15条の2の見出し及び別表第3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

2 改正後の第15条、第15条の2及び別表第3の規定は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

広島市規則第3号

平成29年3月24日

広島市特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

広島市特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成24年広島市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「広告及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項中「第10条第2項」の右に「（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）」を加え、同項を同条とする。

第31条中「第54条第5項」を「第54条第4項」に改める。

第33条の見出し中「書類等」を「書類」に改める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

広島市規則第4号

平成29年3月24日

広島市湯来福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市湯来福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

広島市湯来福祉会館条例施行規則（平成17年広島市規則第104号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第6条第4号」を「第6条第5号」に改め、同条第1号中「及び第2号」を「から第3号まで」に改める。

第5条第2項中「第10条第2項第2号ウ」を「第10条第2

項第3号ウ」に改め、「費用は、」の右に「条例第3条第3号に規定する第1号通所事業を利用する場合にあっては前項に規定する費用とし、同条第4号に規定する旧介護予防通所介護を受ける場合にあっては整備省令附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備省令第2条の規定による改正前の」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第10条第2項第2号イの市長が適当と認める費用は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成27年厚生労働省令第57号。次項において「整備省令」という。）第2条の規定による改正前の介護保険法施行規則第84条第1号に規定する費用に相当する費用とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第5号

平成29年3月24日

広島市墓地及び納骨堂条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市墓地及び納骨堂条例施行規則の一部を改正する規則

広島市墓地及び納骨堂条例施行規則（昭和39年広島市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1(2)イの表中

2級（6平方メートル）	2,142,000	を
3級（6平方メートル）	2,080,000	
4級（6平方メートル）	2,040,000	
5級（6平方メートル）	1,938,000	
2級（6平方メートル）	2,142,000	に改め
2級（3平方メートル）	1,234,000	
3級（6平方メートル）	2,080,000	
3級（3平方メートル）	1,193,000	
4級（6平方メートル）	2,040,000	
4級（3平方メートル）	1,173,000	
5級（6平方メートル）	1,938,000	
5級（3平方メートル）	1,111,000	

る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第6号

平成29年3月24日

消防局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

消防局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

消防局長に対する事務委任に関する規則（昭和34年広島市規則第71号）の一部を次のように改正する。

本則中第43号を第106号とし、第39号から第42号までを63号ずつ繰り下げ、第38号の次に次の63号を加える。

- (39) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第2条に規定する火薬類の製造の申請書の受理及び許可に関する事。
- (40) 火薬類取締法第5条及び火薬類取締法施行規則第10条に規定する火薬類の販売の申請書の受理及び許可に関する事。
- (41) 火薬類取締法第8条の規定により同法第3条又は第5条の規定による許可を取り消す事。
- (42) 火薬類取締法第9条第3項の規定により法令の基準に適合するように製造施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は法令の基準に従い火薬類を製造すべきことを命ずる事。
- (43) 火薬類取締法第10条第1項及び火薬類取締法施行規則第7条に規定する製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事の実施又はその製造する火薬類の種類若しくは製造方法の変更の申請書の受理及び許可に関する事。
- (44) 火薬類取締法第10条第2項に規定する軽微な変更の工事の届出の受理に関する事。
- (45) 火薬類取締法第11条第3項の規定により法令の基準に従って火薬類を貯蔵すべきことを命ずる事。
- (46) 火薬類取締法第12条第1項及び火薬類取締法施行規則第13条に規定する火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の申請書の受理及び許可に関する事。
- (47) 火薬類取締法第12条第2項に規定する軽微な変更の工事の届出の受理に関する事。
- (48) 火薬類取締法第12条の2第2項に規定する地位の承継の届出の受理に関する事。
- (49) 火薬類取締法第13条ただし書に規定する許可に関する事。
- (50) 火薬類取締法第14条第2項の規定により法令の基準に適合するように、火薬庫を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずる事。
- (51) 火薬類取締法第15条第1項及び火薬類取締法施行規則第41条に規定する完成検査の申請書の受理、検査及び完成検査証の交付並びに同項ただし書に規定する完成検査の受検の届出の受理に関する事。
- (52) 火薬類取締法第15条第2項及び火薬類取締法施行規則第41条に規定する完成検査の申請書の受理、検査及び完成検査証の交付並びに同項第1号に規定する完成検査の受検の届出の受理に関する事。
- (53) 火薬類取締法第15条第3項及び火薬類取締法施行規則第43条に規定する完成検査の結果報告書の受理に関する事。

- 54 火薬類取締法第16条第1項に規定する営業の全部又は一部の廃止の届出の受理に関すること。
- 55 火薬類取締法第16条第2項に規定する火薬庫の用途の廃止の届出の受理に関すること。
- 56 火薬類取締法第17条第1項並びに火薬類取締法施行規則第35条及び第36条に規定する火薬類の譲渡又は譲受の申請書の受理及び許可に関すること。
- 57 火薬類取締法第17条第3項の規定により同条第1項の規定による許可を取り消すこと。
- 58 火薬類取締法第17条第4項に規定する譲渡許可証又は譲受許可証の交付に関すること。
- 59 火薬類取締法第17条第6項に規定する譲渡許可証又は譲受許可証の有効期間の認定に関すること。
- 60 火薬類取締法第17条第7項及び火薬類取締法施行規則第38条の2に規定する譲渡許可証又は譲受許可証の書換の申請書の受理及び書換に関すること。
- 61 火薬類取締法第17条第8項及び火薬類取締法施行規則第39条に規定する譲渡許可証又は譲受許可証の再交付の申請書の受理及び再交付に関すること。
- 62 火薬類取締法第17条第9項及び火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第2条に規定する譲渡許可証又は譲受許可証の返納の受理に関すること。
- 63 火薬類取締法第24条第1項及び火薬類取締法施行規則第46条に規定する火薬類の輸入の申請書の受理及び許可に関すること。
- 64 火薬類取締法第24条第3項に規定する火薬類の輸入の届出の受理に関すること。
- 65 火薬類取締法第25条第1項及び火薬類取締法施行規則第48条に規定する火薬類の消費の申請書の受理及び許可に関すること。
- 66 火薬類取締法第25条第3項の規定により同条第1項の規定による許可を取り消すこと。
- 67 火薬類取締法第27条第1項及び火薬類取締法施行規則第65条に規定する火薬類の廃棄の申請書の受理及び許可に関すること。
- 68 火薬類取締法第28条第1項及び火薬類取締法施行規則第6条第8項に規定する危害予防規程の制定又は変更の申請書の受理及び認可に関すること。
- 69 火薬類取締法第28条第2項に規定する軽微な変更の工事に伴う危害予防規程の変更の届出の受理に関すること。
- 70 火薬類取締法第28条第4項の規定により危害予防規程の変更を命ずること。
- 71 火薬類取締法第29条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び火薬類取締法施行規則第67条の2に規定する保安教育計画の制定又は変更の申請の受理及び認可に関すること。
- 72 火薬類取締法第29条第4項並びに火薬類取締法施行規則第67条の7第3項及び第4項に規定する保安教育計画を定めるべき者の指定若しくは取消し又はその指定の取消しの申請の受理に関すること。
- 73 火薬類取締法第30条第3項に規定する製造保安責任者若しくは製造副保安責任者又は取扱保安責任者若しくは取扱副保安責任者の選任又は解任の届出の受理に関すること。
- 74 火薬類取締法第33条第2項に規定する製造保安責任者の代理者又は取扱保安責任者の代理者の選任又は解任の届出の受理に関すること。
- 75 火薬類取締法第34条第1項の規定により製造保安責任者若しくはその代理者又は製造副保安責任者の解任を命ずること。
- 76 火薬類取締法第34条第2項の規定により取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者の解任を命ずること。
- 77 火薬類取締法第35条第1項並びに火薬類取締法施行規則第44条の2第3項及び第4項に規定する保安検査の申請書の受理、検査及び保安検査証の交付並びに同法第35条第1項第1号に規定する保安検査の受検の届出の受理に関すること。
- 78 火薬類取締法第35条第3項及び火薬類取締法施行規則第44条の4に規定する保安検査の結果報告書の受理に関すること。
- 79 火薬類取締法第35条の2第2項に規定する保安のための自主検査の計画の策定又は変更の届出の受理に関すること。
- 80 火薬類取締法第35条の2第3項及び火薬類取締法施行規則第67条の11に規定する保安のための自主検査の検査報告の受理に関すること。
- 81 火薬類取締法第35条の2第4項の規定により職員に保安のための自主検査に立ち合わせる事。
- 82 火薬類取締法第36条第1項及び火薬類取締法施行規則第64条に規定する安定度試験の結果報告の受理に関すること。
- 83 火薬類取締法第36条第2項の規定により安定度試験を実施すべきことを命ずること。
- 84 火薬類取締法第42条の規定による事業又は火薬類の貯蔵若しくは消費に関する報告の徴収に関すること。
- 85 火薬類取締法第43条第1項の規定により職員に製造業者の製造所等への立入検査等をさせること。
- 86 火薬類取締法第44条の規定により同法第3条若しくは第5条の規定による許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずること。
- 87 火薬類取締法第45条の規定により緊急の措置を講ずること。
- 88 火薬類取締法第45条の3の10第1項に規定する完成検査の記録の届出の受理に関すること。
- 89 火薬類取締法第45条の3の10第2項に規定する保安検査の記録の届出の受理に関すること。
- 90 火薬類取締法第46条第2項の規定による災害発生の日時、場所及び原因、火薬類の種類及び数量、被害の程度等に関する報告の徴収に関すること。

- (91) 火薬類取締法第47条に規定する火薬類による爆発その他災害が発生したときにおける現状変更の指示に関する事。
- (92) 火薬類取締法第52条第1項に規定する広島県公安委員会の意見の聴取に関する事。
- (93) 火薬類取締法第52条第2項に規定する広島県公安委員会等に対する通報に関する事。
- (94) 火薬類取締法第52条第4項に規定する広島県公安委員会等による必要な措置の要請の受理に関する事。
- (95) 火薬類取締法第52条第5項に規定する警察官による通報の受理に関する事。
- (96) 火薬類取締法第52条第6項及び火薬類取締法施行規則第82条第1項に規定する経済産業大臣に対する報告及び報告書の提出に関する事。
- (97) 火薬類取締法第54条第1項に規定する聴聞に関する事。
- (98) 火薬類取締法第57条の2に規定する経済産業大臣による必要な指示の受理に関する事。
- (99) 火薬類取締法施行規則第15条第1項の表に規定する安全な場所の指示に関する事。
- (100) 火薬類取締法施行規則第44条の2第2項ただし書に規定する特定施設又は火薬庫の使用の休止の届出の受理に関する事。
- (101) 火薬類取締法施行規則第81条の14に規定する報告書又は届出書(同条の表の第3号, 第6号及び第13号に係るものを除く。)の受理に関する事。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第7号

平成29年3月30日

広島市農業振興対策審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市農業振興対策審議会規則の一部を改正する規則

広島市農業振興対策審議会規則(平成17年広島市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第5号を第6号とし、同項第4号中「農業共済組合」を「消費者団体」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 農業者

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(資料の提出等の要求)

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第8号

平成29年3月30日

国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則(昭和47年広島市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第2条中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、同条第15号中「第56条第8項及び第9項」を「第56条第7項及び第8項」に改め、同号を同条第16号とし、同条第14号中「及び第3項」を削り、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第2号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第78条第1項から第3項までの規定による徴収金

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第9号

平成29年3月30日

広島市児童相談所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市児童相談所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島市児童相談所長に対する事務委任規則(昭和55年広島市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条の6第1項」の右に「(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第2条第4号中「まで」の右に「(法第31条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第7号中

「及び第3項」を「から第4項まで」に改め、同条第8号中「第33条第2項」の右に「第7項及び第9項」を加え、「児童」を「児童等」に改め、同条第19号中「及び第4項」を「(児童虐待防止法第16条第1項の規定により適用する場合を含む。)」及び児童虐待防止法第11条第4項(児童虐待防止法第16条第2項の規定により適用する場合を含む。)」に、「保護者」を「保護者等」に、「児童の」を「児童等の」に改め、同条第20号中「から第3項まで」を「(児童虐待防止法第16条第1項の規定により適用する場合を含む。)」並びに児童虐待防止法第13条第2項及び第3項(これらの規定を児童虐待防止法第16条第2項の規定により適用する場合を含む。)」に、「保護者」を「保護者等」に改め、同条第21号中「第13条の2」の右に「(児童虐待防止法第16条第2項の規定により適用する場合を含む。)」を加え、「児童の」を「児童等の」に、「保護者」を「保護者等」に改め、同条第22号中「第13条の5」の右に「(児童虐待防止法第16条第2項の規定により適用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第10号

平成29年3月30日

広島市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島市農業委員会に対する事務委任規則(平成20年広島市規則第17号)の一部を次のように改正する。

本則中「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成11年広島県条例第34号)第2条の規定により本市が処理することとされた」を「次に掲げる」に改め、本則に次の各号を加える。

- (1) 第4条第1項の規定による農地の転用の許可に関すること。
- (2) 第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用に係る権利の設定又は移転の許可に関すること。
- (3) 第18条第1項の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の解除等に係る許可に関すること。
- (4) 第49条第1項の規定による立入調査等、同条第3項の規定による通知、同項ただし書の規定による公示及び同条第5項の規定による損失の補償に関すること。
- (5) 第50条の規定による報告の請求に関すること。
- (6) 第51条第1項の規定による違反転用者等に対する許可の取消し等の処分、同条第2項の規定による命令書の交付、同条第3項の規定による原状回復等の措置及び公告並びに同条第4項の規定による原状回復等の措置に係る費用の徴収に関すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第11号

平成29年3月30日

広島市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

広島市職員安全衛生管理規則(昭和62年広島市規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2保健所の項の次に次のように加える。

児童相談所(支援課一時保護係を除く。)	1
---------------------	---

別表第3環境局安佐北工場の項の次に次のように加える。

恵下埋立地建設事務所	主任
------------	----

別表第4児童相談所の項中「児童相談所」の右に「(支援課一時保護係に限る。)」を加え、「庶務係長」を「一時保護係長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第12号

平成29年3月30日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年広島市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の5第5号中「職員と同居している」を削り、「掲げる者」の右に「(イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)」を加える。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条の5及び次項の規定は、平成29年1月1日から適用する。

2 平成29年1月1日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

広島市規則第13号

平成29年3月30日

職員の公務災害等の休業補償に関する条例施行規則及び広島市公務災害等見舞金等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

職員の公務災害等の休業補償に関する条例施行規則及び広島市公務災害等見舞金等支給規則の一部を改正する規則

(職員の公務災害等の休業補償に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 職員の公務災害等の休業補償に関する条例施行規則(昭和43年広島市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第29条の8第2項」を「第29条の10第2項及び第3項」に改める。

第7条第2項中「第29条の8第1項」を「第29条の10第1項」に改める。

(広島市公務災害等見舞金等支給規則の一部改正)

第2条 広島市公務災害等見舞金等支給規則(昭和49年広島市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条の4中「第15条第3項」を「第13条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第14号

平成29年3月30日

広島市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市財産規則の一部を改正する規則

広島市財産規則(昭和56年広島市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「限る」の右に「。第7条において同じ」を加える。

第7条ただし書中「引き続き管理又は処分させる」を「当該課長に引き続き管理をさせ、又は処分をさせる」に改める。

第19条第2項中「株券については、額面株式にあつては額面金額、無額面株式にあつては発行価額」を「株式については発行価額を」に、「出資金額」を「出資金額を」に改め、「額面金額を、」の右に「それぞれ」を加える。

第25条第2項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 行政財産は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第69条第6項から第10項まで又は第70条第5項から第8項までのいずれかの規定に該当する場合は、貸し付けることができる。

3 行政財産である土地(市道の用に供し、又は供するものと決定した土地に限る。)には、道路法(昭和27年法律第180号)第47条の7第2項の規定に該当する場合は、地上権を設定することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第15号

平成29年3月30日

広島市証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

広島市証明等手数料条例施行規則(昭和32年広島市規則第70号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第10号中「で、労働者又は労働者になろうとする者が申請するもの」を削る。

別表中第29項を第32項とし、第23項から第28項までを3項ずつ繰り下げ、第22項を第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)

別表中第21項を第22項とし、同項の次に次の1項を加える。

23 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法

(平成23年法律第126号)

別表中第20項を第21項とし、第10項から第19項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第16号

平成29年3月30日

広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年広島市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「15万5,100円」を「15万5,600円」に改め、同項第2号中「15万8,300円」を「15万9,100円」に改め、同項第3号中「16万1,200円」を「16万2,300円」に改め、同項第4号中「16万3,700円」を「16万4,800円」に改め、同項第5号中「16万6,200円」を「16万7,300円」に改め、同項第6号中「16万8,700円」を「16万9,800円」に改め、同項第7号中「17万1,200円」を「17万2,300円」に改め、同項

第8号中「17万3,700円」を「17万4,800円」に改め、同項第9号中「17万6,200円」を「17万7,300円」に改め、同条第2項中「100分の115」を「100分の120」に改め、同条第6項中「6,300円」を「6,550円」に改める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第17号

平成29年3月30日

広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

広島市工業技術センター条例施行規則（昭和62年広島市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1試験設備の項中

「走査電子顕微鏡 | 1時間につき | 360円」を
「走査電子顕微鏡 | 1時間につき | 2,120円」に改める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第18号

平成29年3月30日

広島市競輪実施規則及び広島市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市競輪実施規則及び広島市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

（広島市競輪実施規則の一部改正）

第1条 広島市競輪実施規則（昭和38年広島市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第73条第1項第5号中「競走番号」の右に「（重勝式勝者投票法にあつては、組。第78条において同じ。）」を加え、同項第6号中「（連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法にあつては、組）」を「の組又は枠番号の組」に改める。

第74条を次のように改める。

（車券の発売方法）

第74条 車券は、競輪場等内の車券発売所において券面金額で発売する。ただし、電話投票（広島市自転車競走電話投票実施規則（平成元年広島市規則第117号）第1条に規定する電話投票をいう。）による場合は、この限りでない。

第74条の2第1項中「の2種」を「並びに重勝式勝者投票法

の3種」に改め、同条に次の1項を加える。

4 重勝式勝者投票法は、三重勝単勝式勝者投票法とする。

第75条中「競走」の右に「（重勝式勝者投票法に係る車券にあつては、対象となる競走のうち最初に行う競走）」を加える。

第76条中「（連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法にあつては、組）別」を「の組別又は枠番号の組別」に改める。

第78条中「買った」を「購入した」に改め、「選手番号」の右に「の組若しくは枠番号の組」を加え、「買いもどし」を「買戻し」に改める。

第79条中「競走」の右に「（重勝式勝者投票法にあつては、対象となる競走のうち最後に行う競走）」を加え、「勝者投票的中者又は法第12条第4項の規定により投票不的中者」を「勝者投票の的中者（勝者投票の的中者がいないときは、当該競走における勝者以外の出走した選手に投票した者）」に改める。

（広島市自転車競走電話投票実施規則の一部改正）

第2条 広島市自転車競走電話投票実施規則（平成元年広島市規則第117号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(5) 広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員等

第12条第5号中「、第2号又は第3号」を「から第3号まで又は第5号」に改める。

第13条中「連勝単式及び連勝複式」を「連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法並びに重勝式勝者投票法の3種」に改める。

第18条の2中「競走番号」の右に「（重勝式勝者投票法にあつては、組）」を加え、「（連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法にあつては、組）」を「の組又は枠番号の組」に改める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第19号

平成29年3月30日

広島市老人ホーム入所措置等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市老人ホーム入所措置等に関する規則等の一部を改正する規則

（広島市老人ホーム入所措置等に関する規則の一部改正）

第1条 広島市老人ホーム入所措置等に関する規則（昭和62年広島市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考の3の(3)中「附則第12条」の右に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成

28年法律第15号)附則第76条第1項及び第80条」を加える。

(広島市母子保健法施行細則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「附則第12条」の右に「, 所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項, 第77条第1項及び第2項, 第80条, 第81条並びに第82条第1項」を加える。

- (1) 広島市母子保健法施行細則(昭和41年広島市規則第39号)別表の備考の2の(3)
- (2) 身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則(昭和62年広島市規則第34号)別表第2の備考の4の(3)
- (3) 知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則(昭和62年広島市規則第35号)別表第2の備考の4の(3)

附 則

この規則は, 公布の日から施行する。

~~~~~  
**広島市規則第20号**

平成29年3月30日

児童福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

**児童福祉法に基づく措置等に関する規則の一部を改正する規則**

児童福祉法に基づく措置等に関する規則(昭和62年広島市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第31条第2項及び第3項」を「及び第31条第2項から第4項まで」に改め, 「第33条の6第1項」の右に「(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。)」を, 「費用」の右に「(児童自立生活援助の実施にあつては, 同条第6項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。以下同じ。)」を加える。

第3条中「第33条の6第2項」の右に「(同条第6項において準用する場合を含む。)」を加え, 「義務教育終了児童等」を「満20歳未満義務教育終了児童等又は満20歳以上義務教育終了児童等」に改める。

第5条第4項中「義務教育終了児童等」を「満20歳未満義務教育終了児童等又は満20歳以上義務教育終了児童等」に改める。

第6条第1項中「児童自立生活援助の実施」の右に「(法第33条の6第6項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。)」を加える。

別表第1の備考の3の(3)中「附則第12条」の右に「, 所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項, 第77条第1項及び第2項, 第80条, 第81条並びに第82条第1項」

を加え, 同表の備考の4中「情緒障害児短期治療施設入所部」を「児童心理治療施設入所部」に, 「情緒障害児短期治療施設通園部」を「児童心理治療施設通園部」に改める。

**附 則**

この規則は, 平成29年4月1日から施行する。ただし, 別表第1の備考の3の(3)の改定規定は, 公布の日から施行する。

~~~~~  
広島市規則第21号

平成29年3月30日

広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市国民健康保険規則の一部を改正する規則

広島市国民健康保険規則(昭和34年広島市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第20条の2を次のように改める。

(保険料の納付方法)

第20条の2 普通徴収に係る保険料の納付は, 口座振替の方法による。ただし, これにより難いときは, 納付書による納付その他の方法によることができる。

附 則

この規則は, 平成29年4月1日から施行する。

~~~~~  
**広島市規則第22号**

平成29年3月30日

広島市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

**広島市介護保険規則の一部を改正する規則**

広島市介護保険規則(平成12年広島市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第13条中「附則第14条第2項」を「附則第11条」に改める。

**附 則**

この規則は, 平成29年4月1日から施行する。

~~~~~  
広島市規則第23号

平成29年3月30日

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則(平成21年広島市規則第53号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め, 同号

を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）（第15条第3号に該当するものを除く。）

第14条第1項中「第6条第1項」の右に「若しくは第6条の2第1項」を、「通知予定日」の右に「（以下「確認申請予定日等」という。）」を加え、「30日前」を「7日前」に改め、同条第2項第1号中「建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請予定日又は同法第18条第2項の規定による計画の通知予定日」を「確認申請予定日等」に改め、同条第3項中「15日前」を「7日前」に改め、同条第4項第2号中「記載した」の右に「確認申請予定日等、」を加える。

第15条第3号を次のように改める。

(3) 製造所等であって、その建築物の敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。）の全部について消防法第11条第1項の規定による許可が行われたもの

第15条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第12条第1項の火薬庫

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定（「30日前」を「7日前」に改める部分を除く。）及び同条第2項の改正規定は公布の日から、第13条第2項の改正規定及び第15条の改正規定は平成30年4月1日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の第14条第1項の規定は、平成29年5月1日以後の日を同項に規定する確認申請予定日等とする特定緑化建築物等の新築等に係る緑化計画書の提出について適用する。

3 この規則による改正後の第14条第3項の規定は、平成29年4月16日以後の日を同項の変更に係る工事の着手予定日とする特定緑化建築物等の新築等に係る緑化計画書の変更の届出について適用する。

広島市規則第24号

平成29年3月30日

広島市立看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市立看護専門学校学則の一部を改正する規則

広島市立看護専門学校学則（平成5年広島市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第2項中「第39条第1号」を「第40条第2項第1号」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第25号
平成29年3月30日
広島市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則

広島市消防団員の服制に関する規則（昭和30年広島市規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表の消防団員服制（女性）の表夏服の項中「キュロットスカート」を「ズボン」に、

「巻きスカート風とし、左脇ファスナー開きとする。右脇にポケットを1個付ける。」を

「長ズボンとし、両腿部の左右に各1個のポケットを付ける。裾は、シングルとする。」に

改める。

別表の第4図2(2)を次のように改める。

(2) ズボン製式



附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第26号

平成29年3月31日

広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則（昭和55年広島市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「秘書課」を「分権・行政改革推進課 秘書課」に、

「政策企画課 調整係」を「政策企画課 調整係」に、
「企画調整課 調整係」を「企画調整課 調整係」に、
「統計係」を「統計分析係」に、
「分権・行政改革推進課 分権推進係」を「分権・行政改革推進課 分権推進係」に、
「情報政策部」を「情報政策部」に、

「地域活性化調整部
地域活性化推進課
コミュニティ再生課
情報政策部」に、
「税制課
管理係
税制係
納税推進課」を
「税制課
庶務係
税制係
システム」に、
「徴収第一課
庶務係」を
「徴収第一課
庶務係」に、「第
・収納管理係」
「第二整理係
二整理係」を
「第三整理係」に、
「まちづくり調整係
まちづくり支援係」を
「調整
第四整理係」を
「調整
支援」に、
「障害自立支援課」を
「障害自立支援課」に、「保健医
療係」を
「保健医療係
市立病院係」に、「母子保健係
調整係」を
「母子保健係」に、
「市街地整備係
復興まちづくり係」を
「管理係
復興まちづくり係」に、
「河川課
河川係
砂防事業」

を「河川防災課」に改める。
推進係」
第6条中第8項を削り、第7項を第8項とし、同条第6項中
「企画調整部企画調整課」を「企画調整部政策企画課」に改め、
同項第11号中「、広域都市圏推進課、政策企画課及び分権・行政
改革推進課」を「及び広域都市圏推進課」に改め、同号を同項
第13号とし、同項中第10号を第12号とし、第3号から第9
号までを2号ずつ繰り下げ、同項第2号中「（企画担当会議を除く。）」を削り、同号を同項第4号とし、同項中第1号を第3号
とし、同号の前に次の2号を加え、同項を同条第7項とする。

- (1) 市行政の総合計画に関すること。
- (2) 基本構想、基本計画及び実施計画に関すること。

第6条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を
第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 分権・行政改革推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革の推進に関すること。
- (2) 行政事務の改善に関すること。
- (3) 地方分権及び大都市制度に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

第6条第9項を次のように改める。

9 地域活性化調整部地域活性化推進課の分掌事務は、次のとおり
とする。

- (1) 地域活性化（中山間地域及び島しょ部に係るものに限
る。）に関する調査、企画及び総合調整に関すること。
- (2) 部の庶務に関すること。
- (3) 課及びコミュニティ再生課の庶務に関すること。

第6条中第15項を第16項とし、第10項から第14項まで
を1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 地域活性化調整部コミュニティ再生課の分掌事務は、次の

とおりとする。
(1) コミュニティの振興に関する調査、企画及び総合調整に関
すること。
(2) 地域活性化（中山間地域及び島しょ部に係るものを除
く。）に関する調査、企画及び総合調整に関すること。
(3) コミュニティ団体に関する育成及び連絡調整に関するこ
と。
(4) まちづくり活動の支援に関すること。
第7条第1項第12号中「、都市整備事業基金及び土地開発基
金」を「及び都市整備事業基金」に改め、同条第5項第2号中
「株式等譲渡所得割交付金」の右に「、分離課税所得割交付金、
県民税所得割臨時交付金」を加え、同項第5号中「納税推進
課、」を削り、同項第10号中「、納税推進課」を削り、同号を
同項第14号とし、同項中第9号を第13号とし、第8号を第
12号とし、第7号を第11号とし、第6号を第9号とし、同号
の次に次の1号を加える。
(10) 納税貯蓄組合連合会に関すること。
第7条第5項第5号の次に次の3号を加える。
(6) 市税の徴収（収納対策部の所掌に属するものを除く。次号
において同じ。）の指導及び調整に関すること。
(7) 市税の徴収に係る帳票の管理その他事務改善に関するこ
と。
(8) 市税の収納実績の統計に関すること。

第7条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第
10項までを1項ずつ繰り上げる。

第8条第1項第4号中「コミュニティの振興に関する企画及び
調整」を「町内会、自治会等の振興」に改め、同項中第5号及び
第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第20号までを
2号ずつ繰り上げ、同条第10項中第5号を削り、第6号を第5
号とする。

第9条第3項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を
第8号とし、第10号を第9号とし、同号の次に次の1号を加え
る。

- (10) 総合福祉センターに関すること。

第12条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号
から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条第1項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「土地
区画整理事業」の右に「（段原地区及び段原東部地区に係るもの
に限る。次号及び第4号において同じ。）」を加え、同号を同項
第2号とし、同項第5号から第8号までを削り、同項第9号中
「交付並びに」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第10号
を第4号とし、第11号から第17号までを削り、第18号を第
5号とし、第19号を第6号とし、同項第20号中「広島西部丘
陵都市」を「ひろしま西風新都」に、「開発者事業負担」を「開
発者負担」に改め、「負担事業宅地」の右に「及び東部復興土地
区画整理事業の施行に伴い生じた土地」を加え、同号を同項第7
号とし、同項中第21号を第8号とし、第22号から第35号ま
までを13号ずつ繰り上げ、同条第5項中第11号を第24号と
し、第6号から第10号までを13号ずつ繰り下げ、第5号を削

り、第4号を第18号とし、第3号の次に次の14号を加える。

- (4) 土地区画整理事業に係る総合調整に関すること。
- (5) 土地区画整理事業（西風新都整備部及び青崎地区区画整理事務所の所掌に属するものを除く。次号から第9号までにおいて同じ。）の調査、計画及び調整に関すること。
- (6) 土地区画整理事業の施行に伴う換地に関すること。
- (7) 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関すること。
- (8) 土地区画整理事業の施行に伴う不動産の取得並びに事業用地等の管理及び処分に関すること。
- (9) 土地区画整理事業の施行に伴う土地及び建物の登記に関すること。
- (10) 土地区画整理事業（都市整備調整課、西風新都整備部及び青崎地区区画整理事務所の所掌に属するものを除く。次号において同じ。）の施行に係る訴訟に関すること。
- (11) 土地区画整理事業に係る清算金の徴収及び交付並びに滞納処分に関すること。
- (12) 住宅宅地供給促進型土地区画整理事業貸付金に関すること。
- (13) 地域整備（西広島駅北口地区の整備に係るものに限る。以下この項において同じ。）に係る道路の改良工事に関すること。
- (14) 地域整備に係る不動産の取得及びこれに伴う補償並びに管理に関すること。
- (15) 地域整備に係る不動産の登記に関すること。
- (16) 市街地再開発に関すること。
- (17) 優良建築物等整備事業に関すること。

第14条第6項第4号中「広島西部丘陵都市」を「ひろしま西風新都」に改め、同項第7号中「次号及び第15号」を「以下この項」に改め、同項第9号中「（道路交通局道路部道路計画課及び佐伯区役所農林建設部地域整備課の所掌に属するもの（石内東工区に係るものに限る。）を除く。次号から第12号までにおいて同じ。）」を削る。

第15条第8項第3号中「並びに猿猴橋復元事業の施行」を削る。

第16条第2項中「河川課」を「河川防災課」に改める。

第23条第1項第1号中「第四保護係」の右に「（東区役所を除く。）」を加え、同条第4項中「第5号及び第23号」を「第6号及び第24号」に改め、同項生活課の分掌事務中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第30号までを1号ずつ繰り上げ、同項健康長寿課の分掌事務第3号中「高齢者住宅改造費補助」を「高齢者等住宅改修費補助」に改め、同分掌事務第9号中「の規定による介護予防事業」を「に規定する介護予防・日常生活支援総合事業」に改め、同項保健福祉課の分掌事務中第34号を削り、第35号を第34号とし、第36号から第73号までを1号ずつ繰り上げ、同分掌事務第74号中「家庭児童相談室」を「こども家庭相談コーナー」に改め、同号を同分掌事務第73号とし、同分掌事務中第75号を第74号とし、第76号を第75号とし、第77号を第76号とする。

第24条第1項中第52号を削り、第53号を第52号とし、第54号を第53号とし、第55号を削り、第56号を第54号とし、第57号から第73号までを2号ずつ繰り上げる。

第25条第3項相談課の分掌事務中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項支援課の分掌事務中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 里親の申出の受理及び申出者の調査に関すること。

第26条第1項中「東区役所」を削り、同条第2項生活課の分掌事務中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同項健康長寿課の分掌事務第2号中「高齢者住宅改造費補助」を「高齢者等住宅改修費補助」に改め、同項保健福祉課の分掌事務中第27号を削り、第28号を第27号とし、第29号から第44号までを1号ずつ繰り上げ、同分掌事務第45号中「家庭児童相談室」を「こども家庭相談コーナー」に改め、同号を同分掌事務第44号とし、同分掌事務中第46号を第45号とし、第47号から第50号までを1号ずつ繰り上げる。

第31条第2項中「第8号及び第9号」を「第9号及び第10号」に改め、同項第6号中「及び徴収金（国民健康保険料、介護保険料その他の徴収金及び後期高齢者医療保険料並びにこれらに係る附帯金を除く。）の収納」を削り、同項中第22号を第23号とし、第7号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 徴収金（国民健康保険料、介護保険料その他の徴収金及び後期高齢者医療保険料並びにこれらに係る附帯金を除く。）の収納に関すること。

別表の(1)の表広島市公立大学法人評価委員会の項中「企画総務局企画調整部企画調整課」を「企画総務局企画調整部政策企画課」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 広島市幹部会議規則（平成24年広島市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第11条中「企画総務局企画調整部企画調整課」を「企画総務局企画調整部政策企画課」に改め、ただし書を削る。

- 3 職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和57年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「納税推進課」を削る。

- 4 広島市職員の給与等の支払に関する規則（昭和33年広島市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表企画総務局の項中

「

法務課	課長	法務課
-----	----	-----

」を

「

法務課	課長	法務課
分権・行政改革推進課	課長	分権・行政改革推進課

」に、

「

企画調整部企画調整課	課長	企画調整部
------------	----	-------

」を

企画調整部 策企画課	課長	企画調整部
地域活性化調 整部地域活性 推進課	課長	地域活性化調整部

に改

め、同表下水道局の項中「河川課」を「河川防災課」に改める。

広島市規則第27号

平成29年3月31日

広島市幹部会議規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市幹部会議規則等の一部を改正する規則

(広島市幹部会議規則の一部改正)

第1条 広島市幹部会議規則(平成24年広島市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「副市長」の右に「, 教育長」を加え、「教育長」を「教育次長」に改める。

(広島市総合計画策定に関する規則の一部改正)

第2条 広島市総合計画策定に関する規則(昭和43年広島市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条中「教育長」を「教育次長」に改める。

(広島市職員の給与等の支払に関する規則の一部改正)

第3条 広島市職員の給与等の支払に関する規則(昭和33年広島市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の項中

総務課	課長	教育長, 教育委員会の委員, 教育次長, 総務課, 教育企画課
施設課	課長	施設課
青少年育成部育成課	課長	青少年育成部(放課後児童クラブ指導員を除く。)

を

総務部	総務課	課長	教育長, 教育委員会の委員, 教育次長, 部長, 総務課, 教育企画課
	教育給与課	課長	教育給与課
	学事課	課長	学事課
	施設課	課長	施設課
青少年育成部育成課	課長	青少年育成部(放課後児童クラブ指導員を除く。)	

に

改め、

学事課	課長	学事課
-----	----	-----

を削る。

(広島市公印管理規則の一部改正)

第4条 広島市公印管理規則(昭和27年広島市規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表91の項及び92の項中「教育委員会事務局総務課」を「総務部総務課」に改める。

(広島市役所庁内取締規則の一部改正)

第5条 広島市役所庁内取締規則(昭和32年広島市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第9号中「教育委員会事務局総務課長」を「教育委員会事務局総務部総務課長」に改める。

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則及び広島市職員被服貸与規則の一部改正)

第6条 次に掲げる規則の規定中「教育委員会事務局施設課」を「教育委員会事務局総務部施設課」に改める。

(1) 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和57年広島市規則第22号)第8条第1項第1号

(2) 広島市職員被服貸与規則(昭和32年広島市規則第21号)別表第37項

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第28号

平成29年3月31日

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則(昭和39年広島市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「竹内功」を「岡村清治」に改める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第29号

平成29年3月31日

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

広島市衛生事務委任に関する規則(昭和31年広島市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第7号イ中「許可及び」を「許可, 」に改め、「変更の許可」の右に「並びに同条第3項の規定による診療所の病床設置の許可及び病床設置許可事項の変更の許可」を加え、同項第7号の3中「及び同条第2項」を「, 同条第2項後段の規定により読み替えて適用する同条第1項後段」に、「事前協議に」を「事前協議並びに同条第3項後段の規定による診療所の病床設置の許可及び病床設置許可事項の変更の許可に係る事前協議に」に改め、同項第8号中イをウとし、同号ア中「受理及び」を「受理, 同条第2項の規定による診療所の病床設置届出事項の変更及

び病床設置許可事項の変更の届出の受理並びに」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 第3条の3の規定による診療所の病床設置の届出の受理に関すること。

第1条第1項第8号の次に次の1号を加える。

(8)の2 地方自治法施行令第174条の3第3項の規定により読み替えて適用される医療法施行令に規定する事務のうち、次に掲げるもの

ア 第3条の3後段の規定による診療所の病床設置の届出の通知に関すること。

イ 第4条第2項後段の規定による診療所の病床設置届出事項の変更及び病床設置許可事項の変更の届出の通知に関すること。

第1条第1項中第50号を第55号とし、第49号を第54号とし、同項第48号ク及びケを次のように改める。

ク 第15条第1項から第3項までの規定による食鳥検査の実施に関すること。

ケ 第16条第1項及び第2項の規定による確認規程の認定、同条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令、同条第7項の規定による確認状況の報告の受理、同条第8項の規定による確認規程の失効日の指定並びに同条第9項の規定による指導及び助言に関すること。

第1条第1項第48号シ中「収去」の右に「並びに同条第2項の規定による立入検査及び質問」を加え、同号シを同号ヌとし、同号サ中「第37条第1項」の右に「及び第2項」を、「規定による」の右に「業務又は経理の状況の」を加え、同号サを同号ニとし、同号コに次に次のように加え、同号を同項第53号とする。

サ 第20条の規定による措置に関すること。

シ 第21条及び第22条の規定による指定検査機関の指定に関すること。

ス 第23条第1項の規定による公示、同条第2項の規定による所在地変更の届出の受理及び同条第3項の規定による公示に関すること。

セ 第25条第3項の規定による食鳥検査の実施の報告の受理に関すること。

ソ 第26条第1項の規定による役員の認可、同条第2項の規定による検査員の届出の受理及び同条第3項の規定による役員又は検査員の解任命令に関すること。

タ 第28条第1項の規定による業務規程の認可及び同条第2項の規定による業務規程の変更命令に関すること。

チ 第29条第1項の規定による事業計画及び収支予算の認可並びに同条第2項の規定により提出される事業報告書及び収支決算書の受理に関すること。

ツ 第31条の規定による監督命令に関すること。

テ 第32条第1項及び第2項の規定による業務の休廃止の許可及び同条第3項の規定による公示に関すること。

ト 第33条第1項の規定による指定の取消し、同条第2項の規定による指定の取消し及び業務の停止命令並びに同条

第3項の規定による公示に関すること。

ナ 第35条第1項の規定による業務の実施及び同条第2項の規定による公示に関すること。

第1条第1項中第47号を第52号とし、第38号から第46号までを5号ずつ繰り下げ、第37号の2を第42号とし、第37号を第41号とし、第36号の2を第40号とし、第36号を第39号とし、第35号を第38号とし、第34号を第37号とし、第33号の2を第36号とし、第33号を第35号とし、第23号から第32号までを2号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の2号を加える。

㉓ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に規定する事務のうち、次に掲げるもの

ア 第3条第1項の規定による麻薬小売業者の免許に関すること。

イ 第4条第1項（第50条の4において準用する場合を含む。）の規定による免許証の交付に関すること。

ウ 第7条第1項（同条第2項において準用する場合及び第50条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による業務の廃止の届出の受理及び第7条第3項（第50条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による死亡又は解散の届出の受理に関すること。

エ 第8条（第50条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による返納された免許証の受理に関すること。

オ 第9条第1項（第50条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理並びに第9条第2項（第50条の4において準用する場合を含む。）の規定による免許証の書替え及び交付に関すること。

カ 第10条第1項（第50条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による免許証の再交付及び第10条第2項（第50条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による返納された免許証の受理に関すること。

キ 第29条の規定による届出の受理及び立会いに関すること。

ク 第35条第1項及び第2項の規定による届出の受理並びに同条第3項の規定による届出の報告に関すること。

ケ 第36条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。

コ 第47条の規定による届出の受理に関すること。

サ 第50条第1項の規定による向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許に関すること。

シ 第50条の20第4項の規定による届出の受理に関すること。

ス 第50条の22第1項の規定による届出の受理及び同条第2項の規定による届出の報告に関すること。

セ 第50条の26第1項ただし書の規定による申出の受理

及び同条第4項の規定による公示に関する事。

ソ 第50条の38第1項の規定による報告の徴取並びに立入検査、質問及び収去に関する事。

タ 第50条の39の規定による措置命令に関する事。

チ 第50条の40の規定による構造設備の改善命令及び使用の禁止に関する事。

ツ 第50条の41の規定による変更命令に関する事。

テ 第51条第1項及び第2項の規定による免許の取消し及び業務の停止命令に関する事。

24) 麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和28年広島県規則第48号）に規定する事務のうち、次に掲げるもの

ア 第1条の3の規定による届出書の受理に関する事。

イ 第6条の3の規定による届出書の受理に関する事。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第30号

平成29年3月31日

広島市職員倫理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市職員倫理規則等の一部を改正する規則

(広島市職員倫理規則の一部改正)

第1条 広島市職員倫理規則（平成13年広島市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 給与条例別表第3教育職給料表(4)の適用を受ける職員であつて、職務の級が4級のもの

(4) 給与条例別表第3教育職給料表(5)の適用を受ける職員であつて、職務の級が4級のもの

(一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年3月30日広島市規則第93号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第3項中「法」という。）」の右に「第28条の4第1項の規定により採用された職員にあつては当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の種別に応じ別表第1の3の右欄に定める額とし、法」を加え、「同表の右欄に定める額に勤務時間条例」を「別表第1の2の右欄に定める額に勤務時間条例」に改める。

第10条の19の次に次の見出し及び3条を加える。

(へき地手当等)

第10条の20 条例第12条の2第2項に規定する規則で定める割合は、へき地学校にあつては次の各号に掲げる級地の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合とし、準へき地学校（へき地学校に準ずる学校及び共同調理場をいう。以下同じ。）にあつては100分の2とする。

(1) 1級 100分の4

(2) 2級 100分の6

(3) 3級 100分の8

(4) 4級 100分の10

(5) 5級 100分の12

2 条例第12条の2第4項に規定する規則で指定するへき地学校等は、へき地学校にあつては別表第2の3の左欄に掲げる級地の区分に応じ同表の右欄に定める学校等とし、準へき地学校にあつては別表第2の4に掲げる学校等とする。

第10条の21 条例第12条の3第3項に規定する規則で定める割合は、100分の2とする。

第10条の22 条例及び前2条に定めるもののほか、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給は、へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）第11条から第13条まで（第11条第2項及び第13条第1項を除く。）に規定するところにより行うものとする。

第11条中「第12条の2第1項」を「第12条の4第1項」に、「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「高等学校」の右に「若しくは中等教育学校」を加える。

第11条の2中「第12条の3第2項」を「第12条の5第2項」に、「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「高等学校」の右に「若しくは中等教育学校」を加え、「その者の従事する実験又は実習（以下「」及び「」という。）」を削る。

第11条の3第1項中「第12条の3第1項」を「第12条の5第1項」に、「各号の一」を「いずれか」に改める。

第23条の9中「第20条の3第3項」を「第20条の3第4項」に改め、「主幹教諭」の右に「指導教諭」を、「養護教諭」の右に「栄養教諭」を加える。

第23条の10中「高等学校」を「小学校、中学校」に、「後期課程」を「前期課程」に、「高等部」を「小学部若しくは中学部」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、再任用短時間勤務職員にあつては当該各号に定める額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、育児短時間勤務職員等にあつては当該各号に定める額に算出率を乗じて得た額とする。

(1) 前項に規定する職員のうち、教育職給料表(2)の適用を受ける職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級。以下この条及び次条において同じ。）に対応する別表第8に定める額

(2) 前項に規定する職員のうち、教育職給料表(4)の適用を受ける職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第6に定める額

(3) 前項に規定する職員のうち、教育職給料表(5)の適用を受け

る職員（次号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第7に定める額

(4) 前項に規定する職員のうち、教育職給料表(5)の適用を受ける職員で、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年8月11日広島市条例第21号）第22条の3第1項の規定による夜間学級担当教育職員の特殊勤務手当を支給されるもの

その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第7に定める額に4分の3を乗じて得た額（当該特殊勤務手当の支給を受けない期間にあつては、同表に定める額）

第23条の11を次のように改める。

第23条の11 条例第20条の3第3項に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給するものとする。

2 前項の義務教育等教員特別手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合においては、前条第2項ただし書の規定を準用する。

(1) 前項に規定する職員のうち、教育職給料表(2)の適用を受ける職員（第3号及び第4号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第8に定める額

(2) 前項に規定する職員のうち、教育職給料表(4)の適用を受ける職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第6に定める額

(3) 前項に規定する職員のうち、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給される職員で、定時制教育に従事するもの

その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第8に定める額に4分の3を乗じて得た額（定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあつては、同表に定める額）

(4) 前項に規定する職員のうち、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給される職員で、前号に掲げる職員以外のもの

その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第8に定める額に4分の2を乗じて得た額（定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあつては、同表に定める額）

附則に次の4項を加える。

3 給与負担等移譲職員（平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）の前日において市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の適用を受ける職員であつた者であつて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続き移譲日に条例の適用を受けることとなつたものをいう。以下同じ。）であつて、移譲日の前日において職員の住居手当の支給に関する規則（昭和50年広島県人事委員会規則第1号）第5条の規定により任命権者に居住の実情の届出をしていた者のうち、移譲日において条例第11条の3第1

項に規定する職員としての要件を備え、かつ、同条第2項各号のいずれかに該当する者については、移譲日の前日を経過する時において当該届出の内容に変更がないものに限る。移譲日において当該届出に係る事項を第9条の4第1項の規定により任命権者に届け出たものとみなす。

4 給与負担等移譲職員であつて、移譲日の前日において職員の通勤手当に関する規則（昭和33年広島県人事委員会規則第16号）第3条の規定により任命権者に通勤の実情の届出をしていた者のうち、移譲日において条例第11条の4第1項の職員としての要件を備える者については、移譲日の前日を経過する時において当該届出の内容に変更がないものに限る。移譲日において当該届出に係る事項を第10条の2第1項の規定により任命権者に届け出たものとみなす。

5 期末手当（期末手当の支給基準日が平成29年6月1日であるものに限る。）であつて、給与負担等移譲職員に係るものについての第22条、第22条の4、第22条の7、第22条の9、第23条の7及び第23条の8の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第22条	条例第19条の2各号	条例附則第12項の規定により読み替えて適用する条例第19条の2各号
	定める派遣職員（	定める派遣職員（派遣条例附則第3条の規定により派遣職員とみなされた者を含む。
第22条の4及び第22条の7第1項	条例第19条第2項	条例附則第11項の規定により読み替えて適用する条例第19条第2項
第22条の7第2項	(4) 公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されている職員として在職した期間のうち前3号に掲げる期間に相当する期間	(4) 公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されている職員として在職した期間のうち前3号に掲げる期間に相当する期間 (5) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）第2条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号）第16条の規定による同条例第14条第3項に規定する第2号介護休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その2分の1
第22条の9第1項	条例第19条の2	条例附則第12項の規定により読み替えて適用する条例第19条の2
第23条の7及び第23条の8	条例第19条第2項	条例附則第11項の規定により読み替えて適用する条例第19条第2項

6 勤勉手当（勤勉手当の支給基準日が平成29年6月1日であるものに限る。）であつて、給与負担等移譲職員に係るものについての第22条の9、第23条、第23条の4及び第23条の5の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第22条の9第1項	条例第19条の2	条例附則第12項の規定により読み替えて適用する条例第19条の2
第23条	条例第20条第1項前段	条例附則第13項の規定により読み替えて適用する条例第20条第1項前段
	外国の機関等派遣職員	外国の機関等派遣職員（派遣条例附則第3条の規定により派遣職員とみなされた者を含む。以下同じ。）
第23条の4第1項	条例	条例附則第12項及び第13項の規定により読み替えて適用する条例
第23条の4第2項	の場合を除く。）	の場合を除く。）市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号。以下「市町立学校職員給与等条例」という。）第2条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号。以下「県勤務時間等条例」という。）第16条の規定による県勤務時間等条例第14条第3項に規定する第2号介護休暇を受けている職員として在職した期間
	条例第13条第1項の規定により給与を減額された期間	条例第13条第1項の規定により給与を減額された期間及び市町立学校職員給与等条例第2条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号）第19条の規定により給与を減額された期間
	（派遣条例第2条第1項	（派遣条例第2条第1項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年広島県条例第3号。以下「県派遣条例」という。）第2条第1項
	、派遣条例第2条第1項	、派遣条例第2条第1項若しくは県派遣条例第2条第1項
	勤務しなかつた期間又は	勤務しなかつた期間（勤務時間条例附則第7項の規定により承認を受けたものとみなされる介護休暇に係るものを含む。）又は
	介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間	介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間（勤務時間条例附則第7項の規定により承認を受けたものとみなされる介護時間に係るものを含む。）
	部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間	部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間又は県勤務時間等条例第16条の規定による県勤務時間等条例第15条第1項に規定する子育て支援部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間
第23条の5第1項	条例	条例附則第12項及び第13項の規定により読み替えて適用する条例

別表第1の4種の項中「高等学校長」を「高等学校、中等教育学校、特別支援学校、小学校及び中学校の校長」に改め、同表の5種の項中「高等学校長」を「高等学校、中等教育学校、特別支援学校、小学校及び中学校の校長」に、「及び中等教育学校の後期課程」を「中等教育学校、特別支援学校、小学校及び中学校」に改め、同表6種の項中

「高等学校及び中等教育学校の後期課程の教頭並びに高等学校及び中等教育学校の事務長」を「1 高等学校、中等教育学校、特別支援学校、小学校及び中学校の教頭
2 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の事務長
3 特別支援学校の主幹教諭で市長が認めたもの」に

改める。

別表第1の2教育職給料表(3)の項の次に次のように加える。

教育職給料表(4)	4級	3種	71,700円
		4種	62,700円
		5種	53,800円
	3級	5種	48,100円
		6種	40,100円
	特2級	6種	26,700円
教育職給料表(5)	4級	3種	69,000円
		4種	60,300円
		5種	51,700円
	3級	5種	45,900円
		6種	38,200円

別表第1の2の次に次の1表を加える。

別表第1の3（第4条の2関係）

区分			管理職手当額
給料表	職務の級	種別	
教育職給料表(4)	4級	3種	66,300円
		4種	58,000円
		5種	49,700円
教育職給料表(5)	4級	3種	64,700円
		4種	56,600円
		5種	48,500円

別表第2の2の次に次の2表を加える。

別表第2の3（第10条の20関係）

級 地	学校等名
1級	広島市立湯来東小学校
	広島市立湯来西小学校

別表第2の4（第10条の20関係）

学校等名
広島市立似島小学校
広島市立志屋小学校
広島市立似島中学校

別表第4教育職給料表(3)の項の次に次のように加える。

教育職給料表(4)	職務の級4級の職員	100分の15（市長が別に定める職員にあつては、100分の20）
	職務の級3級及び特2級の職員	100分の10
	職務の級2級及び1級の職員（市長が定める職員に限る。）	100分の5（市長が別に定める職員にあつては、100分の10）

教育職給料表(5)	職務の級4級の職員	100分の15（市長が別に定める職員にあつては、100分の20）
	職務の級3級及び特2級の職員	100分の10
	職務の級2級及び1級の職員（市長が定める職員に限る。）	100分の5（市長が別に定める職員にあつては、100分の10）

別表第6中「（第23条の11関係）」を「（第23条の10，第23条の11関係）」に改め、同表を別表第8とし、別表第5の次に次の2表を加える。

別表第6（第23条の10，第23条の11関係）

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	2	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	3	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	4	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	6	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	7	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	8	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	10	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	11	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	12	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	14	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	15	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	16	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	18	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	19	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	20	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	22	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	23	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	24	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	26	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	27	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	28	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	30	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	31	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	32	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	34	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	35	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900

	36	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	38	2,900	3,800	5,300	6,400	
	39	2,900	3,800	5,300	6,400	
	40	2,900	3,800	5,300	6,400	
	41	3,100	4,100	5,400	6,600	
	42	3,100	4,100	5,400	6,600	
	43	3,100	4,100	5,400	6,600	
	44	3,100	4,100	5,400	6,600	
	45	3,200	4,300	5,600	6,800	
	46	3,200	4,300	5,600	6,800	
	47	3,200	4,300	5,600	6,800	
	48	3,200	4,300	5,600	6,800	
	49	3,300	4,500	5,700	6,900	
	50	3,300	4,500	5,700	6,900	
	51	3,300	4,500	5,700	6,900	
	52	3,300	4,500	5,700	6,900	
	53	3,400	4,800	5,800	7,000	
	54	3,400	4,800	5,800	7,000	
	55	3,400	4,800	5,800	7,000	
	56	3,400	4,800	5,800	7,000	
	57	3,500	4,900	6,000	7,100	
	58	3,500	4,900	6,000	7,100	
	59	3,500	4,900	6,000	7,100	
	60	3,500	4,900	6,000	7,100	
	61	3,600	5,100	6,100	7,200	
	62	3,600	5,100	6,100	7,200	
	63	3,600	5,100	6,100	7,200	
	64	3,600	5,100	6,100	7,200	
	65	3,700	5,300	6,300	7,300	
	66	3,700	5,300	6,300	7,300	
	67	3,700	5,300	6,300	7,300	
	68	3,700	5,300	6,300	7,300	
	69	3,800	5,400	6,400	7,400	
	70	3,800	5,400	6,400	7,400	
	71	3,800	5,400	6,400	7,400	
	72	3,800	5,400	6,400	7,400	
	73	3,900	5,500	6,500	7,500	
	74	3,900	5,500	6,500	7,500	
	75	3,900	5,500	6,500	7,500	
	76	3,900	5,500	6,500	7,500	
再任用職員以外の職員	77	4,000	5,600	6,700	7,500	
	78	4,000	5,600	6,700		
	79	4,000	5,600	6,700		
	80	4,000	5,600	6,700		
	81	4,100	5,800	6,800		
	82	4,100	5,800	6,800		
	83	4,100	5,800	6,800		
	84	4,100	5,800	6,800		
	85	4,100	5,900	6,900		
	86	4,100	5,900	6,900		

87	4,100	5,900	6,900
88	4,100	5,900	6,900
89	4,200	6,100	6,900
90	4,200	6,100	6,900
91	4,200	6,100	6,900
92	4,200	6,100	6,900
93	4,300	6,200	7,000
94	4,300	6,200	7,000
95	4,300	6,200	7,000
96	4,300	6,200	7,000
97	4,400	6,300	7,200
98	4,400	6,300	7,200
99	4,400	6,300	7,200
100	4,400	6,300	7,200
101	4,400	6,400	7,200
102	4,400	6,400	7,200
103	4,400	6,400	7,200
104	4,400	6,400	7,200
105	4,500	6,500	7,200
106	4,500	6,500	7,200
107	4,500	6,500	7,200
108	4,500	6,500	7,200
109	4,500	6,600	7,300
110	4,500	6,600	7,300
111	4,500	6,600	7,300
112	4,500	6,600	7,300
113	4,600	6,700	7,300
114	4,600	6,700	7,300
115	4,600	6,700	7,300
116	4,600	6,700	7,300
117	4,700	6,800	7,300
118	4,700	6,800	
119	4,700	6,800	
120	4,700	6,800	
121	4,700	6,900	
122	4,700	6,900	
123	4,700	6,900	
124	4,700	6,900	
125	4,800	6,900	
126	4,800	6,900	
127	4,800	6,900	
128	4,800	6,900	
129	4,900	6,900	
130	4,900	6,900	
131	4,900	6,900	
132	4,900	6,900	
133	4,900	7,000	
134	4,900	7,000	
135	4,900	7,000	
136	4,900	7,000	
137	4,900	7,100	

138	4,900	7,100				
139	4,900	7,100				
140	4,900	7,100				
141	5,000	7,100				
142	5,000	7,100				
143	5,000	7,100				
144	5,000	7,100				
145	5,100	7,100				
146	5,100					
147	5,100					
148	5,100					
149	5,100					
150	5,100					
151	5,100					
152	5,100					
153	5,100					
再任用職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第7 (第23条の10関係)

職員の区分	職務の級		1級	2級	特2級	3級	4級
	号	給					
			円	円	円	円	円
	1		2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	2		2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	3		2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	4		2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	5		2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	6		2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	7		2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	8		2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9		2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	10		2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	11		2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	12		2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13		2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	14		2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	15		2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	16		2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17		2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	18		2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	19		2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	20		2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21		2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	22		2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	23		2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	24		2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25		2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	26		2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	27		2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	28		2,600	2,900	4,700	5,400	7,600

131	6,800				
132	6,800				
133	6,900				
134	6,900				
135	6,900				
136	6,900				
137	6,900				
138	6,900				
139	6,900				
140	6,900				
141	6,900				
142	6,900				
143	6,900				
144	6,900				
145	7,000				
146	7,000				
147	7,000				
148	7,000				
149	7,100				
150	7,100				
151	7,100				
152	7,100				
153	7,100				
154	7,100				
155	7,100				
156	7,100				
157	7,100				
再任用職員		3,200	3,800	4,500	5,100 6,400

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第3条 給料等の支給に関する規則(昭和26年3月30日広島市規則第94号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「地域手当」の右に「、へき地手当」を加え、同条中「地域手当」の右に「、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)」を加える。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 派遣条例附則第3条の規定により派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員とみなされた者に対する第5条の規定の適用については、同条第1項第4号中「「派遣条例」という。）」とあるのは「「派遣条例」という。）」若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年広島県条例第3号。以下「県派遣条例」という。))と、「派遣条例の」とあるのは「派遣条例若しくは県派遣条例の」と、同項第6項中「派遣条例」とあるのは「派遣条例若しくは県派遣条例」と、同条第2項中「派遣条例の」とあるのは「派遣条例若しくは県派遣条例の」とする。

(教職調整額の支給方法に関する規則の一部改正)

第4条 教職調整額の支給方法に関する規則(昭和47年広島市

規則第5号)の一部を次のように改正する。

本則中「高等学校等」を「広島市立義務教育諸学校等」に改める。

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和57年広島市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項に次の2号を加える。

(7) 条例第22条第1項第9号に掲げる業務

特別支援学校に所属する職員が行う特別支援教育業務

(8) 条例第22条第1項第10号に掲げる業務

小学校、中学校若しくは中等教育学校(前期課程に限る。

以下この号において同じ。)に所属する職員が行う、特別支援学級の児童若しくは生徒に対する特別支援教育業務又はこれらの学校における学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条に規定する特別の指導を行う必要がある児童若しくは生徒に対する特別支援教育業務

第21条第2項第3号中「から第6号まで」を「及び第5号」に改め、「(同号に掲げる業務にあつては、前項第4号アに掲げる程度のものに限る。))」を削り、「3,400円」を「3,600円」に改め、同項第4号中「(前号に掲げるものを除く。))」を削り、「2,600円」を「3,400円(前項第4号イに掲げる程度のものにあつては、2,800円)」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 条例第22条第1項第9号及び第10号に掲げる業務 勤務1か月につき別表第5の給料表欄及び職務の級欄に掲げるその者の給料表及び職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の支給月額欄に掲げる額

第21条第3項中「前項第3号及び第4号」を「前項第4号」に改める。

第22条から第25条までを次のように改める。

(多学年学級担当教育職員の特殊勤務手当)

第22条 条例第22条の2第1項に規定する市長の定める職員は、教諭、助教諭及び講師で次に掲げる者以外のものとする。

(1) 教育職員の特殊勤務手当(条例第22条第1項第10号に係るものに限る。)を支給されている者

(2) 2以上の学年の児童又は生徒をもつて編制された学級において授業を担当する時間数がその者の授業を担当する時間数の2分の1に満たない者

(3) 2以上の学年の児童又は生徒をもつて編制された学級において授業を担当する時間数が1週間について10時間に満たない者

2 条例第22条の2第2項の規定により市長が定める額は、授業又は指導に従事した日1日につき、次の各号に掲げる授業又は指導の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 3の学年の児童又は生徒をもつて編制された学級における授業又は指導 350円

(2) 2の学年の児童又は生徒をもつて編制された学級における授業又は指導 290円

(夜間学級担当教育職員の特殊勤務手当)

第23条 条例第22条の3第1項に規定する市長の定める職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 校長及び教頭（教頭にあつては、夜間学級に係る校務を整理するものに限る。）
- (2) 教諭、助教諭及び講師で、当該学級において授業を担当する時間数がその者の授業を担当する時間数の2分の1以上であるもの

2 条例第22条の3第2項に規定する市長が定める割合は、100分の4とする。

3 夜間学級担当教育職員の特殊勤務手当は、職員が、その月において引き続き16日以上次のいずれかに該当する場合は、支給しない。

- (1) 出張中の場合
- (2) 研修中の場合
- (3) 勤務しなかつた場合

4 前項第3号に掲げる場合においては、その引き続いた期間の最初の日又は最後の日が週休日であるときは、その日は算入しない。

5 夜間学級担当教育職員の特殊勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（教育業務の連絡調整等に従事する職員の特殊勤務手当）

第24条 条例第23条第1項に規定する市長が定める職員は、広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和42年広島市教育委員会規則第4号）第40条、第58条、第68条の5及び第72条の規定により置かれる主任等のうち、教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任及び保健主事とする。

（医師の特殊勤務手当）

第25条 条例第24条第1項に規定する医療業務その他市長の定める業務に従事するものは、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号。以下「給与条例」という。）別表第4の医療職給料表(1)の適用を受ける者で職員の定年等に関する規則（昭和60年広島市人事委員会規則第1号）第2条各号に掲げる施設等に勤務するもの（健康福祉局保健部にあつては、専ら保健医療行政の企画調整業務に従事する職員を除く。）とする。

2 条例第24条第2項の規定により市長が定める額は、別表第6に掲げる額とする。

3 医師の特殊勤務手当は、他の職の業務を命ぜられた職員には、その兼務する職に対しては支給しない。

第25条の2第1項中「第23条まで」を「前条まで」に改める。

第26条に次の1項を加える。

4 給与条例第18条の2の規定により管理職員特別勤務手当が支給される職員に対しては、当該管理職員特別勤務手当が支給される日については、教育職員の特殊勤務手当（条例第22条第1項第9号に係るものを除く。）は支給しない。

第27条第1項各号列記以外の部分中「特殊勤務手当」の右に「（夜間学級担当教育職員の特殊勤務手当を除く。）」を加える。

る。

第28条中「特殊勤務手当」の右に「（夜間学級担当教育職員の特殊勤務手当を除く。）」を加え、「退職」を「退職し、」に改める。

別表第5中「（第23条関係）」を「（第25条関係）」に改め、同表を別表第6とし、別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第21条関係）

給料表	職務の級	支給月額
教育職給料表(4)	4級	18,900円
	3級	17,600円
	特2級	16,600円
	2級	16,000円
教育職給料表(2)又は教育職給料表(5)	4級	18,300円
	3級	17,000円
	特2級	16,300円
	2級	15,800円
	1級	12,100円

（職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和58年広島市規則第86号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

4 条例附則第16項に規定する者に対する第6条の3の規定の適用については、同条第1号中「準ずる事由又は」とあるのは「準ずる事由、」と、「規定による配偶者同行休業」とあるのは「規定による配偶者同行休業又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）第2条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号）第16条の規定により承認を受けた第2号介護休暇（同条例第14条第3項に規定する第2号介護休暇をいう。））」とする。

5 職員の自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する条例附則第2項の規定により同条例第2条の規定により自己啓発等休業の承認を受けた職員とみなされた者に対する第6条の3の規定の適用については、同条第1号中「規定による自己啓発等休業」とあるのは、「規定による自己啓発等休業（同条例附則第2項の規定により承認をしたものとみなされた自己啓発等休業を含む。））」とする。

6 職員の自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する条例附則第3項の規定により同条例第12条の規定により配偶者同行休業の承認を受けた職員とみなされた者に対する第6条の3の規定の適用については、同条第1号中「規定による配偶者同行休業」とあるのは、「規定による配偶者同行休業（同条例附則第3項の規定により承認をしたものとみなされた配偶者同行休業を含む。））」とする。

別表第3号区分の項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属

する職務の級が4級であつたもの

(5) 給与条例の教育職給料表(5)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの

別表第4号区分の項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が特2級又は3級であつたもの

(5) 給与条例の教育職給料表(5)の適用を受けていた者でその属する職務の級が特2級又は3級であつたもの

別表第5号区分の項中第9号を第11号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち市長の定めるもの

(6) 給与条例の教育職給料表(5)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち市長の定めるもの

別表第6号区分の項中第8号を第10号とし、同項第7号中「第5号区分の項第8号」を「第5号区分の項第10号」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの（第5号区分の項第5号に掲げる者を除く。）

(6) 給与条例の教育職給料表(5)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの（第5号区分の項第6号に掲げる者を除く。）

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第31号

平成29年3月31日

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年3月30日広島市規則第93号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1号中「第15条第3項」の右に「（勤務時間条例第15条の2第3項において準用する場合を含む。）」を、「若しくは」の右に「勤務時間条例」を加える。

第23条の4第2項第6号中「介護休暇」の右に「の承認を受けて勤務しなかつた期間又は勤務時間条例第15条の2第1項に規定する介護時間」を加え、同項第7号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改める。

第23条の7第2号中「第15条第3項」の右に「（勤務時間条例第15条の2第3項において準用する場合を含む。）」を、「若しくは」の右に「勤務時間条例」を加える。

別表第1の1種の項中

「市選挙管理委員会事務局 事務局長」を

「市選挙管理委員会事務局 事務局長
教育委員会事務局 教育次長」に改め、

同表2種の項中「教育次長、」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第32号

平成29年3月31日

広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

広島市予算の編成及び執行に関する規則（昭和43年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「教育長」を「教育次長」に改める。

第20条第8号中「（平成25年法律第105号）」の右に「、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。第59条第3号の規定に限る。）」を加える。

別表第1 株式等譲渡所得割交付金の項の次に次のように加える。

分離課税所得割交付金	分離課税所得割交付金	分離課税所得割交付金	分離課税所得割交付金
県民税所得割臨時交付金	県民税所得割臨時交付金	県民税所得割臨時交付金	県民税所得割臨時交付金

別表第1 分担金及び負担金の項中

「教育総務費負担金
青少年育成費負担金
保健体育費負担金」を

「教育総務費負担金
小学校費負担金
青少年育成費負担金
保健体育費負担金」に改め、同表国庫支出金の項中

教育費国庫委託金	教育総務費委託金 高等学校費委託金 保健体育費委託金	消防費国庫委託金	消防費委託金
教育費国庫委託金	教育総務費委託金 小学校費委託金 中学校費委託金 高等学校費委託金 保健体育費委託金		

に改め、同表県支出金の項中

「土木管理費負担金
港湾費負担金
都市計画費負担金」を

「
土木管理費負担金
道路橋りょう費負担金
港湾費負担金
公園墓園費負担金
都市計画費負担金
」に改め、同表繰入金の項中

「
土地開発基金繰入金
土地開発基金繰入金
」を削り、同表諸収入の項中

「
総務管理費受託事業収入
戸籍住民基本台帳費受託事業収入
統計調査費受託事業収入
」を
「
総務管理費受託事業収入
市民生活費受託事業収入
戸籍住民基本台帳費受託事業収入
統計調査費受託事業収入
」

に改める。

別表第2諸支出金の項中

「
普通財産取得費
土地開発基金費
普通財産取得費
土地開発基金費
」を

「
普通財産取得費
普通財産取得費
」に改める。

別表第3の用地先行取得特別会計歳入の表直轄国道用地先行取

得事業収入の項中
「
直轄国道用地先行取得事業繰入金
土地開発基金繰入金
土地開発基金繰入金
」を削り、同表公

共用地先行取得事業収入の項中
「
公共用地先行取得事業繰入金
土地開発基金繰入金
土地開発基金繰入金
」を

削り、同表都市開発資金事業収入の項中

「
都市開発資金事業収入
都市開発資金財産収入
財産運用収入
利子収入
」を

「
都市開発資金事業収入
都市開発資金使用料
土地使料
土地使料
都市開発資金財産収入
財産運用収入
利子収入
」に改める。

別表第3の介護保険事業特別会計歳入の表国庫支出金の項及び

県支出金の項中
「
介護予防事業交付金
包括的支援事業等交付金
」を

「
介護予防・生活支援サービス事業交付金
一般介護予防事業交付金
包括的支援事業等交付金
」に改め、同表繰入金の項中

「
介護給付費繰入金
介護予防事業繰入金
包括的支援事業等繰入金
低所得者保険料軽減繰入金
事務費等繰入金
」を

「
介護給付費繰入金
介護予防・生活支援サービス事業繰入金
一般介護予防事業繰入金
包括的支援事業等繰入金
低所得者保険料軽減繰入金
事務費等繰入金
」に改める。

別表第4の用地先行取得特別会計歳出の表直轄国道用地先行取得事業費の項中「
土地開発基金繰入金
」を削り、同表公共用地先行取得事業費の項中「
繰入金
土地開発基金繰入金
」を削る。

別表第4の介護保険事業特別会計歳出の表地域支援事業費の項中
「
介護予防事業費
介護予防特定高齢者施策事業費、介護予防一般高齢者施策事業費
」を

「
介護予防・生活支援サービス事業費
介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援事業）、介護予防ケアマネジメント事業費、審査支払手数料、高額介護予防サービス費相当事業費、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費
一般介護予防事業費
一般介護予防事業費
」に改める。

別表第5企画総務局の項中

「
法務課長
法務課
」を

「
法務課長
分権・行政改革推進課長
法務課
分権・行政改革推進課
」に、

「
企画調整課長
企画調整部
」を

「
政策企画課長
地域活性化推進課長
企画調整部
地域活性化調整部
」に改め、同表財

政局の項中「
納税推進課
」を削り、同表下水道局の項中

「
河川課長
河川課
」を

「
河川防災課長
河川防災課
」に改め、同表教

育委員会事務局の項中

「
総務課長
総務課、教育企画課
」を

「
総務課長
教育給与課長
学事課長
総務課、教育企画課
教育給与課
学事課
」に、

「
学事課長
学事課
」を

「特別支援学校事務長 特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第33号

平成29年3月31日

広島市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市会計規則の一部を改正する規則

広島市会計規則（昭和43年広島市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「教育長」を「教育次長」に改める。

第19条第2項中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による返還金及び徴収金（口座振替の方法により納付されるものうち納入義務者から領収証書の交付を要しない旨の申出のあったものに限る。）

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第25条第1項中「第56条第4項」を「第56条第3項」に、「第144条の2又は」を「第144条の2。」に改め、「第114条」の右に「又は自転車競技法（昭和23年法律第209号）第3条」を加える。

第54条第34号を削る。

第106条第1項に次のただし書を加える。

ただし、自動払込機により収入金を収納する場合は、領収印の押印は要しないものとする。

別表第1企画総務局の項中

「法務課 法務課長」を

「法務課 法務課長
分権・行政改革推進課 分権・行政改革推進課長」に、

「企画調整部 企画調整課長」を

「企画調整部 政策企画課長
地域活性化調整部 地域活性化推進課長」に改

め、同表財政局の項中「納税推進課」を削り、同表下水道局の項中「河川課」を「河川防災課」に、

「河川課 河川課長」を

「河川防災課 河川防災課長」に改

め、同表教育委員会事務局の項中

「総務課、教育企画課 総務課長
施設課 施設課長」を

「総務部 総務課、教育企画課 総務課長
教育給与課 教育給与課長
学事課 学事課長
施設課 施設課長」に、

「学事課 学事課長」を

「特別支援学校 特別支援学校事務長」に改

める。

別表第3の(1)の表企画総務局企画調整部企画調整課の項を削り、同表都市整備局都市機能調整部の項第1号を同項第6号とし、同項に第1号から第5号までとして次の5号を加える。

- (1) 徴収清算金並びにこれに係る延滞金及び滞納処分による取納金の取納
- (2) 訴訟費用並びに支払督促及び強制執行の申立てに係る費用の取納
- (3) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（都市機能調整部の所掌事務に係るものに限る。）の取納
- (4) 入札保証金及び買受申込保証金の出納
- (5) 事故弁償金及びこれに係る遅延利息並びに使用損害金の取納

別表第3の(1)の表教育委員会事務局の項中「総務課」を「総務部総務課」に改める。

別表第3の(2)の表区役所厚生部生活課の項第1号中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同表区役所建設部（安佐南区役所、安佐北区役所、安芸区役所及び佐伯区役所にあつては農林建設部をいう。）維持管理課の項第11号中「東区役所」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第34号

平成29年3月31日

広島市物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市物品管理規則の一部を改正する規則

広島市物品管理規則（昭和44年広島市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第4号中「及び中等教育学校」を「中等教育学校及び特別支援学校」に改め、同項第6号中「又は中等教育学校」を「中等教育学校又は特別支援学校」に改める。

第33条第1項ただし書中「又は中等教育学校」を「中等教育学校又は特別支援学校」に改める。

別表第1の(1)の表中「企画調整課」を「政策企画課、地域活性化調整部に属する課にあつては地域活性推進課」に、「河川課」を「河川防災課」に改め、中等教育学校の項の次に次のように加える。

特別支援学校	事務長
--------	-----

別表第2の(1)の表中

幼稚園	園長	教育委員会事務局学校教育 部学事課長（学校事務セン ターが所管する小学校及び 中学校にあつては、学校事 務センター所長）
小学校	校長	
中学校	校長	
特別支援学校	事務長	

を

幼稚園	園長	教育委員会事務局総務部学 事課長
小学校	校長	所管の学校事務センター所 長
中学校	校長	

に

改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第35号

平成29年3月31日

広島市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則

(広島市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第1条 広島市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年広島市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「（第3条関係）」を「（第3条、附則第5項関係）」に、「5,150」を「4,510」に、「5,900」を「5,160」に、「7,100」を「6,210」に、「8,300」を「7,260」に、

C6	所得割合算額が54,001円以上	8,800
----	------------------	-------

を

C6	所得割合算額が54,001円以上77,101円未満	7,700
C7	所得割合算額が77,101円以上	8,800

に

改め、同表備考の7中「（所得割合算額が7万7,101円未満の世帯に限る。）」を削り、「からC6階層までにあつては当該階層の保育料の額から1,000円を減じた額に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「にあつては820円とし、C3階層にあつては970円とし、C4階層にあつては1,

210円とし、C5階層にあつては1,450円とし、C6階層にあつては1,540円」に改め、同表備考の8中「C6階層」を「C7階層」に改め、同表備考の8の(1)中「（備考の7の適用があるときは、適用後の額）」を削り、同表備考の9中「（所得割合算額が7万7,101円未満の世帯に限る。）」を削り、同表備考の9の(1)中「切り捨てた額」の右に「（C1階層にあつては、零）」を加える。

別表第2中「（第3条関係）」を「（第3条、附則第5項関係）」に、「5,150」を「4,510」に、「5,900」を「5,160」に、「7,100」を「6,210」に、「8,300」を「7,260」に、「10,000」を「8,750」に、「12,200」を「10,680」に、「12,500」を「10,940」に改め、同表備考の1中「からC8階層までにあつては当該階層の保育料の額から1,000円を減じた額に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「にあつては820円とし、C3階層にあつては970円とし、C4階層にあつては1,210円とし、C5階層にあつては1,450円とし、C6階層にあつては1,780円とし、C7階層にあつては2,220円とし、C8階層にあつては2,280円」に改め、同表備考の2の(1)中「（備考の1の適用があるときは、適用後の額）」を削り、同表備考の3の(1)中「切り捨てた額」の右に「（C1階層にあつては、零）」を加える。

別表第3中「（第3条関係）」を「（第3条、附則第2項関係）」に改め、同表備考の5中「C1階層からC3階層までにあつては当該階層の保育料の額から1,000円を減じた額に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とし、C4階層からC7階層までにあつては当該階層の保育料の額に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「当該者の属する世帯に係る次の表の階層区分の欄及び保育認定子ども等の欄の区分に応じ、それぞれ同表に定める額」に改め、同表備考の5に次の表を加える。

階層区分	満3歳以上保育認定子ども		満3歳未満保育認定子ども等	
	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
C1	930	910	1,850	1,810
C2	1,110	1,090	2,090	2,050
C3	1,380	1,350	2,450	2,400
C4	1,870	1,830	3,210	3,150
C5	2,260	2,220	3,660	3,590
C6	2,760	2,710	4,270	4,190
C7	3,780	3,710	5,620	5,520

別表第3備考の6の(1)中「（備考の5の適用があるときは、適用後の額）」を削る。

(広島市阿戸認定こども園条例施行規則の一部改正)

第2条 広島市阿戸認定こども園条例施行規則（平成27年広島市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「5,150」を「4,510」に、「5,900」を「5,160」に、「7,100」を「6,210」に、「8,300」を「7,260」に、

C6	所得割合算額が54,001円以上	8,800
----	------------------	-------

C6	所得割合算額が54,001円以上77,101円未満	7,700
C7	所得割合算額が77,101円以上	8,800

改め、同表備考の7中「(所得割合算額が7万7,101円未満の世帯に限る。)」を削り、「からC6階層までにあつては当該階層の保育料の額から1,000円を減じた額に100分の50を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を「にあつては820円とし、C3階層にあつては970円とし、C4階層にあつては1,210円とし、C5階層にあつては1,450円とし、C6階層にあつては1,540円」に改め、同表備考の8中「C6階層」を「C7階層」に改め、同表備考の8の(1)中「(備考の7の適用があるときは、適用後の額)」を削り、同表備考の9中「(所得割合算額が7万7,101円未満の世帯に限る。)」を削り、同表備考の9の(1)中「切り捨てた額」の右に「(C1階層にあつては、零)」を加える。

別表第2備考の5中「C1階層からC3階層までにあつては当該階層の保育料の額から1,000円を減じた額に100分の50を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、C4階層からC7階層までにあつては当該階層の保育料の額に100分の50を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を「当該者の属する世帯に係る次の表の階層区分の欄及び保育認定子ども等の欄の区分に応じ、それぞれ同表に定める額」に改め、同表備考の5に次の表を加える。

階層区分	満3歳以上保育認定子ども		満3歳未満保育認定子ども等	
	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
C1	930	910	1,850	1,810
C2	1,110	1,090	2,090	2,050
C3	1,380	1,350	2,450	2,400
C4	1,870	1,830	3,210	3,150
C5	2,260	2,220	3,660	3,590
C6	2,760	2,710	4,270	4,190
C7	3,780	3,710	5,620	5,520

別表第2備考の6の(1)中「(備考の5の適用があるときは、適用後の額)」を削る。

(広島市保育園条例施行規則の一部改正)

第3条 広島市保育園条例施行規則(昭和23年10月4日広島市規則第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考の9中「C1階層からC3階層までにあつては

当該階層の保育料の額から1,000円を減じた額に100分の50を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、C4階層からC7階層までにあつては当該階層の保育料の額に100分の50を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を「当該者の属する世帯に係る次の表の階層区分の欄及び保育認定子ども等の欄の区分に応じ、それぞれ同表に定める額」に改め、同表備考の9に次の表を加える。

階層区分	満3歳以上保育認定子ども		満3歳未満保育認定子ども等	
	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
C1	930	910	1,850	1,810
C2	1,110	1,090	2,090	2,050
C3	1,380	1,350	2,450	2,400
C4	1,870	1,830	3,210	3,150
C5	2,260	2,220	3,660	3,590
C6	2,760	2,710	4,270	4,190
C7	3,780	3,710	5,620	5,520

別表第1備考の10の(1)中「(備考の9の適用があるときは、適用後の額)」を削る。

別表第2中「5,150」を「4,510」に、「5,900」を「5,160」に、「7,100」を「6,210」に、「8,300」を「7,260」に、

C6	所得割合算額が54,001円以上	8,800
----	------------------	-------

C6	所得割合算額が54,001円以上77,101円未満	7,700
C7	所得割合算額が77,101円以上	8,800

改め、同表備考の3中「(所得割合算額が7万7,101円未満の世帯に限る。)」を削り、「からC6階層までにあつては当該階層の保育料の額から1,000円を減じた額に100分の50を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を「にあつては820円とし、C3階層にあつては970円とし、C4階層にあつては1,210円とし、C5階層にあつては1,450円とし、C6階層にあつては1,540円」に改め、同表備考の4中「C6階層」を「C7階層」に改め、同表備考の4の(1)中「(備考の3の適用があるときは、適用後の額)」を削り、同表備考の5中「(所得割合算額が7万7,101円未満の世帯に限る。)」を削り、同表備考の5の(1)中「切り捨てた額」の右に「(C1階層にあつては、零)」を加える。

(広島市立幼稚園の授業料に関する規則の一部改正)

第4条 広島市立幼稚園の授業料に関する規則(平成27年広島市規則第52号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,150」を「4,510」に、「5,900」を「5,160」に、「7,100」を「6,210」に、「8,

300」を「7,260」に、

C6	所得割合算額が54,001円以上	8,800	を に
C6	所得割合算額が54,001円以上77,101円未満	7,700	
C7	所得割合算額が77,101円以上	8,800	

改め、同表備考の7中「(所得割合算額が7万7,101円未満の世帯に限る。)」を削り、「からC6階層までにあつては当該階層の授業料の額から1,000円を減じた額に100分の50を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を「あつては820円とし、C3階層にあつては970円とし、C4階層にあつては1,210円とし、C5階層にあつては1,450円とし、C6階層にあつては1,540円」に改め、同表備考の8中「C6階層」を「C7階層」に改め、同表備考の8の(1)中「(備考の7の適用があるときは、適用後の額)」を削り、同表備考の9中「(所得割合算額が7万7,101円未満の世帯に限る。)」を削り、同表備考の9の(1)中「切り捨てた額」の右に「(C1階層にあつては、零)」を加える。

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 第1条から第4条までの規定による改正後の広島市子ども・子育て支援法施行細則、広島市阿戸認定こども園条例施行規則、広島市保育園条例施行規則及び広島市立幼稚園の授業料に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に支給認定子どもが受ける特定教育・保育等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定教育・保育等をいう。以下この項において同じ。)に係る保育料又は授業料について適用し、同日前に支給認定子どもが受けた特定教育・保育等に係る保育料又は授業料については、なお従前の例による。

広島市規則第36号

平成29年3月31日

広島市保育の実施等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市保育の実施等に関する規則の一部を改正する規則

広島市保育の実施等に関する規則(昭和62年広島市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第56条第3項」を「第56条第2項」に改める。

別表備考の9中「C1階層からC3階層までにあつては当該階層の保育料の額から1,000円を減じた額に100分の50を

乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、C4階層からC7階層までにあつては当該階層の保育料の額に100分の50を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を「当該者の属する世帯に係る次の表の階層区分の欄及び乳幼児等の欄の区分に応じ、それぞれ同表に定める額」に改め、同表備考の9に次の表を加える。

階層区分	満3歳以上幼児		満3歳未満乳幼児等	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
C1	930円	910円	1,850円	1,810円
C2	1,110	1,090	2,090	2,050
C3	1,380	1,350	2,450	2,400
C4	1,870	1,830	3,210	3,150
C5	2,260	2,220	3,660	3,590
C6	2,760	2,710	4,270	4,190
C7	3,780	3,710	5,620	5,520

別表備考の10の(1)中「(備考の9の適用があるときは、適用後の額)」を削る。

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の措置に係る保育料について適用し、同日前の措置に係る保育料については、なお従前の例による。

広島市規則第37号

平成29年3月31日

広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則

広島市下水道事業財務会計規則(昭和60年広島市規則第76号)の一部を次のように改正する。

第49条中「規定(」の右に「会計規則」を加え、「おいては」を「あつては、」に改め、「」並びに」の右に「会計規則」を加える。

第49条の2の表第21条の項中「(以下)を「(昭和60年広島市規則第76号。以下)に、「以下第2章第4節」を「第61条第2項」に改め、同表第25条の項中「第56条第4項」を「第56条第3項」に、「第144条の2又は」を「第144条の2、」に改め、「第114条」の右に「又は自転車競技法(昭和23年法律第209号)第3条」を、「地方公営企業法」の右に「(昭和27年法律第292号)」を加え、同表第27条の項中「地方公営企業法施行令」の右に「(昭和27年政令第403号)」を加える。

第69条中「規定」の右に「(財産規則第25条第3項の規定を除く。)」を加える。

第69条の2の見出しを「(読替規定)」に改め、同条の表第

7条の項中「広島市下水道事業財務会計規則」の右に「(昭和60年広島市規則第76号)」を加え、同項第25条の項中

第238条の4第2項	第238条の4第2項の規定に基づき、又は地方公営企業法施行令第26条の5	を
------------	--------------------------------------	---

第238条の4第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)	第238条の4第2項若しくは第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の5	を
前3項	第1項又は第2項	に改める。

別表第2 財政局の項中

契約部物品契約課	物品契約課長	を
税制部税制課	税制課長	

契約部物品契約課	物品契約課長	に改める。
----------	--------	-------

別表第3 財政局税務部税制課の項を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第69条の改正規定、第69条の2の見出し及び同条の改正規定、別表第2の改正規定並びに別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

広島市規則第38号

平成29年3月31日

広島市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島市消防局の組織に関する規則(昭和32年広島市規則第69号)の一部を次のように改正する。

第2条中「指導訓練係」を「消防機動隊」に改める。

第6条職員課の分掌事務第5号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広島市規則第39号

平成29年3月31日

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和33年広島市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第4条の2の5の表常時介護を要する状態の項中「10万4,950円」を「10万5,130円」に、「5万7,030円」を「5万7,110円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「5万2,480円」を「5万2,570円」に、「2万8,520円」を「2万8,560円」に改める。

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の第4条の2の5の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。



広島市告示第79号

平成29年3月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第80号

平成29年3月1日

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年3月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
医療法人はむけあ	介護相談室えんじえるず	広島市中区千田町二丁目2番19号山村ビル101	居宅介護支援
Common株式会社	コモン居宅介護支援事業所	広島市西区草津東一丁目11番20号	居宅介護支援

広島市告示第81号

平成29年3月1日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条若しくは第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定(同法附則第1

条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、介護保険法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年3月1日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者 (Company Name), 事業所 (Facility Name), 所在地 (Address), サービスの種類 (Service Type). Rows include Common株式会社, コモン訪問介護事業所, ユメヤ訪問介護事業所安佐北, 介護ステーション楽, プーラビダ株式会社, Be the light株式会社, and 有限会社そわか.

広島市告示第82号

平成29年3月1日

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項及び第54条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年3月1日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者 (Company Name), 事業所 (Facility Name), 所在地 (Address), サービスの種類 (Service Type). Rows include 株式会社L.S.I, 広島中央保健生活協同組合, 医療法人和同会, Be the light株式会社, and 株式会社エポカケアサービス.

広島市告示第83号

平成29年3月1日

広島市公園条例(昭和39年3月31日条例第18号)第16条の7第1項の規定に基づき、広島広域公園陸上競技場の呼称を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 呼称を定めた施設 広島広域公園陸上競技場
2 呼称 エディオンスタジアム広島(英語表記 EDION Stadium Hiroshima)
3 呼称を使用する期間 平成29年3月1日から平成32年2月29日まで

広島市告示第84号

平成29年3月1日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張専門の場合 は施術者の住所)		
櫻井 富貴	ういる鍼灸整骨院	広島市東区光が丘 11-12-102	柔道整復	平成28年 10月30日
藤井 正訓	一(出張 専門)	広島市佐伯区藤の木三丁目13-11	あん摩・マッサージ	平成29年 2月8日
			はり・きゅう	

広島市告示第85号

平成29年3月1日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) 牛田本町複合商業施設
- (2) 所在地 広島市東区牛田本町六丁目1505番1

2 大規模小売店舗を設置する者

パナホーム株式会社
代表取締役 松下 龍二
大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者

小売業者		住所
名称	代表者	
株式会社フレスタ	代表取締役 宗 兼 邦生	広島市西区横川町三丁目2番36号

その他未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年3月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,635平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 34台
- (2) 駐輪場の収容台数 47台
- (3) 荷さばき施設の面積 39平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 13立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 開店時刻 午前9時
 - イ 閉店時刻 午後11時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後11時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成29年2月20日

9 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所市民部市政調整課

10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間 平成29年3月1日から同年7月3日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで

11 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成29年7月3日
- (2) 提出先 〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第86号

平成29年3月2日

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の6第1項に基づき指定緊急避難場所の指定を取り消したので、第49条の6第2項の規定に基づき下記のとおり告示します。

記

番号	名称	行政区	所在地	取消した 適応災害
1	いずみ保育園	安佐北区	安佐町大字飯室1515	土砂災害
2	船越中学校	安芸区	船越六丁目44-1	土砂災害

広島市長 松井 一 實

広島市告示第87号

平成29年3月3日

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、土地及び家屋に関する平成29年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 縦覧期間

平成29年4月3日（月）から5月1日（月）までとします。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分までとします。

3 縦覧場所

固定資産（土地又は家屋）の所在地により、次のとおりとします。

なお、出張所においては、当該出張所管内に所在する土地又は家屋についてのみ縦覧することができます。

固定資産の所在地	縦覧場所
中区	中区役所（中区国泰寺町一丁目4番21号）
東区	東区役所（東区東蟹屋町9番38号） 温品出張所（東区温品五丁目1番18号）
南区	中区役所（中区国泰寺町一丁目4番21号） 南区役所（南区皆実町一丁目5番44号）
西区	西区役所（西区福島町二丁目2番1号）
安佐南区	安佐南区役所（安佐南区古市一丁目33番14号）
	佐東出張所（安佐南区緑井六丁目29番28号）
	祇園出張所（安佐南区祇園二丁目48番7号）
	沼田出張所（安佐南区伴東四丁目18番6号）
安佐北区	安佐南区役所（安佐南区古市一丁目33番14号）
	安佐北区役所（安佐北区可部四丁目13番13号）
	白木出張所（安佐北区白木町大字秋山2391番地の4）
	高陽出張所（安佐北区深川五丁目13番7号）
	安佐出張所（安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1）
安芸区	東区役所（東区東蟹屋町9番38号）
	安芸区役所（安芸区船越南三丁目4番36号）
	中野出張所（安芸区中野三丁目20番9号）
	阿戸出張所（安芸区阿戸町6257番地の2）
	矢野出張所（安芸区矢野東五丁目7番18号）

佐伯区	西区役所（西区福島町二丁目2番1号）
	佐伯区役所（佐伯区海老園二丁目5番28号）
	湯来出張所（佐伯区湯来町大字和田166番地）

4 縦覧できる人

(1) 土地価格等縦覧帳簿

固定資産税が課税されている土地を所有する人（縦覧できるのは、その土地の所在する区に係る縦覧帳簿に限ります。）

(2) 家屋価格等縦覧帳簿

固定資産税が課税されている家屋を所有する人（縦覧できるのは、その家屋の所在する区に係る縦覧帳簿に限ります。）

※ なお、上記の人の代理人及び納税管理人も縦覧することができます。

広島市告示第88号

平成29年3月7日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
広島在宅クリニック	広島市中区千田町二丁目2-19	平成29年2月1日
一般社団法人 広島県歯科医師会広島口腔保健センター	広島市中区富士見町11-9	平成29年1月18日
三上内科医院	広島市南区猿猴橋町6-18	平成29年2月1日
医療法人高杉外科整形外科医院	広島市南区猿猴橋町6-32	平成29年2月6日
井上内科小児科医院	広島市南区翠二丁目21-3	平成29年2月27日
出崎歯科医院	広島市南区猿猴橋町6-18	平成29年2月6日
水内歯科医院	広島市南区猿猴橋町5-19	平成29年2月1日
有限会社 エンコー薬局	広島市南区猿猴橋町6-18	平成29年2月1日
広島駅前薬局	広島市南区猿猴橋町6-32	平成29年2月6日
ふじい薬局調剤	広島市安佐南区長束一丁目2-22	平成29年2月1日
五日市中野眼科医院	広島市佐伯区海老園一丁目5-40	平成29年2月28日

広島市告示第89号

平成29年3月7日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	辞退年月日
八谷歯科クリニック	広島市安佐南区八木八丁目11-17	平成29年3月18日

広島市告示第90号

平成29年3月7日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
さくらい歯科	広島市中区舟入川口町21-35 1F	平成29年1月1日	平成34年12月31日
ほーむけあクリニック	広島市中区竹屋町8-8	平成29年2月1日	平成35年12月31日
ひらもと薬局千田店	広島市中区千田町二丁目1-29 井原ビル1F	平成29年1月1日	平成34年12月31日
一般社団法人広島県歯科医師会広島口腔保健センター	広島市東区二葉の里三丁目2-4	平成29年1月18日	平成35年1月17日
三上内科医院	広島市南区松原町3-1 EKI CITY HIROSHIMA 2F	平成29年2月1日	平成35年1月31日
出崎歯科医院	広島市南区松原町3-1-119	平成29年2月6日	平成35年2月5日
高杉クリニック	広島市南区松原町3-1-206	平成29年2月6日	平成35年2月5日
水内歯科医院	広島市南区松原町3-1-204 EKICITY HIROSHIMA EAST	平成29年2月1日	平成35年1月31日

有限会社 エンコー薬局	広島市南区松原町3-1-118	平成29年2月1日	平成35年1月31日
広島駅前薬局	広島市南区松原町3-1-117	平成29年2月6日	平成35年2月5日
ふじい薬局調剤	広島市安佐南区長東一丁目2-22	平成29年2月1日	平成35年1月31日

広島市告示第91号

平成29年3月7日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 広島センター・基町ビル
 - 所在地 広島市中区基町10番地11ほか
- 大規模小売店舗を設置する者

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役社長 牧 貞夫

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

株式会社広島バスセンター

代表取締役社長 荒本 徹哉

広島市中区基町6番27号

株式会社そごう・西武

代表取締役社長 林 拓二

東京都千代田区二番町5番地25
- 変更事項
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役社長 牧 貞夫

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

株式会社広島バスセンター

代表取締役社長 荒本 徹哉

広島市中区基町6番27号

株式会社そごう・西武

代表取締役社長 松本 隆

東京都千代田区二番町5番地25

(変更後) エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役社長 牧 貞夫

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

株式会社広島バスセンター

代表取締役社長 荒本 徹哉

広島市中区基町6番27号

株式会社そごう・西武

- 代表取締役社長 林 拓二
東京都千代田区二番町5番地25
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)別紙1のとおり
(変更後)別紙2のとおり
- 4 変更年月日
別紙3のとおり
- 5 届出年月日
平成29年3月2日
- 6 届出書の縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
(1) 縦覧期間
平成29年3月7日から同年7月7日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。
(2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限 平成29年7月7日
(2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(別紙1)

【変更前】

小売業者			住 所
氏名(名称)	代表者 (法人の場合)		
広島センタービル(そごう広島店本館)			
◎	株式会社そごう・西武	代表取締役社長 松本 隆	東京都千代田区二番町5番地25
広島センタービル(広島バスセンターテナント)			
◎ △	株式会社イークロージング	代表取締役 横山 和幸	名古屋市中区平和一丁目15番27号
△	株式会社イケガミ	代表取締役 池上 芳輝	大阪市北区天神橋一丁目7番17号イケガミノースハウス3階
△	株式会社キャン	代表取締役社長 立花 隆央	東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー18階

※	メガネの田中チェーン株式会社	代表取締役社長 田中 登志子	広島市中区袋町1番23-102号
※	大進産業株式会社	代表取締役社長 横山 二郎	広島市中区新天地5番19号
※	株式会社セレスコーポレーション	代表取締役 元岡 義和	広島市南区西蟹屋二丁目9番13号
△	杉野秀義		広島市南区丹那町31番32号
※	ナチュラルボディ株式会社	代表取締役 清水 秀丈	東京都文京区小石川二丁目4番9号
NTTクレド基町ビル(そごう広島店新館)			
◎	株式会社そごう・西武	代表取締役社長 松本 隆	東京都千代田区二番町5番地25
NTTクレド基町ビル(パセーラテナント)			
△	和幸フーズ株式会社	代表取締役社長 日比生 泰宏	川崎市川崎区砂子二丁目5番11号
#	株式会社キャプテン	代表取締役 三上 成也	広島市中区基町6番78号 基町クレドパセーラ3F
◎ △	有限会社路指無邸	代表取締役 高瀬 義郎	広島市安佐南区緑井三丁目11番24号
△	アドルフ・ドミンゲス・ジャパン株式会社	代表取締役 カルロス・フェルナンデス・ペレス	東京都渋谷区代々木四丁目17番12号
※	株式会社ストライプインターナショナル	代表取締役社長 石川 康晴	岡山市北区幸町2番8号
◎	Fashion Box Japan株式会社	代表取締役 パオロ・キッコ	東京都渋谷区恵比寿南一丁目9番6号
◎	株式会社ボツテガ・ヴェネタジャパン	代表取締役社長 オッタヴィアーノ・コンザート	東京都中央区銀座二丁目5番14号
# △	株式会社ベンチャーバンク	代表取締役社長 鷲見 貴彦	東京都渋谷区東一丁目32番12号
△	株式会社B.Sグループ	代表取締役 播 真二	広島市中区流川町5番15号
※	クールカレア株式会社	代表取締役 堀内 一夫	東京都品川区西五反田二丁目7番12号

(注) 別紙2【変更後】において、退店した小売業者を※、代表者が変更した小売業者を◎、住所変更した小売業者を△、社名変更した小売業者を#で表示

(別紙2)

【変更後】

小売業者			住 所
氏名(名称)	代表者 (法人の場合)		
広島センタービル(そごう広島店本館)			
◎	株式会社そごう・西武	代表取締役社長 林 拓二	東京都千代田区二番町5番地25
広島センタービル(広島バスセンターテナント)			

◎ △	株式会社イー クロージング	代表取締役 田畑 利彦	名古屋市中区錦二丁目 15番20号	(2) 平成28年8月3日(小売業者「株式会社イークロージ ング」の代表者並びに住所変更)
	△	株式会社イケ ガミ	代表取締役 池上 芳輝	大阪市中央区安土町三 丁目3番5号
△	株式会社キャン	代表取締役社長 立花 隆央	岡山市北区幸町2番8 号	(4) 平成28年8月1日(小売業者「株式会社キャン」の住所変 更)
△	杉野秀義		広島市南区丹那町31 番23号	(5) 平成29年1月20日(小売業者「メガネの田中チェーン株 式会社」の退店)
☆	リフォームス タジオ株式会 社	代表取締役 豆鞆 亮二	東京都中央区日本橋浜 町二丁目62番6号	(6) 平成28年8月5日(小売業者「大進産業株式会社」の退 店)
	NTTクレド基町ビル(そごう広島店新館)			(7) 平成28年8月7日(小売業者「株式会社セレスコーポー レーション」の退店)
◎	株式会社そご う・西武	代表取締役社長 林 拓二	東京都千代田区二番町 5番地25	(8) 平成29年3月2日(小売業者「杉野秀義」の住所の錯誤)
	NTTクレド基町ビル(パセーラテナント)			(9) 平成28年9月30日(小売業者「ナチュラルボディ株式会 社」の退店)
△	和幸フーズ株 式会社	代表取締役社長 日比生 泰宏	川崎市幸区堀川町58 0番地 ソリッドスクエア東館 6階	(10) 平成28年9月14日(小売業者「リフォームスタジオ株式 会社」の出店)
#	キャプテン株 式会社	代表取締役 三上 成也	広島市中区基町6番7 8号 基町クレドパセーラ3 F	(11) 平成28年5月1日(小売業者「和幸フーズ株式会社」の住 所変更)
◎ △	有限会社路指 無邸	代表取締役 高瀬 義朗	広島市中区基町6番 78号 基町クレド	(12) 平成29年3月2日(小売業者「株式会社キャプテン」の社 名の錯誤)
△	アドルフォ・ ドミンゲス・ ジャパン株式 会社	代表取締役 カルロス・フェ ルナンデス・ペ レス	東京都練馬区旭町二丁 目25番12号 3階	(13) 平成29年3月2日(小売業者「有限会社路指無邸」の代表 者の錯誤並びに住所変更)
◎	Fashion Box Japan 株式会社	代表取締役 リカルド・パン ツァリン	東京都渋谷区恵比寿南 一丁目9番6号	(14) 平成27年8月1日(小売業者「アドルフォ・ドミンゲス・ ジャパン株式会社」の住所変更)
◎	株式会社ポツ テガ・ヴェネ タジャパン	代表取締役社長 竹林 朋毅	東京都中央区銀座二丁 目5番14号	(15) 平成27年8月15日(小売業者「株式会社ストライブイン ターナショナル」の退店)
# △	株式会社LA VA Internati onal	代表取締役社長 鷲見 貴彦	東京都港区北青山一丁 目2番3号 青山ビル 11階	(16) 平成28年5月25日(小売業者「Fashion Box Japan 株式 会社」の代表者変更)
△	株式会社B. Sグループ	代表取締役 播 真二	広島市中区基町11番 5号 202号	(17) 平成28年5月1日(小売業者「株式会社ポツテガ・ヴェネ タジャパン」の代表者変更)
☆	株式会社IC I石井スポ ーツ	代表取締役会長 松山 盟	東京都新宿区本塩町7 番26号	(18) 平成28年10月1日(小売業者「株式会社ベンチャーバン ク」の社名並びに住所変更)
☆	はるやま商事 株式会社	代表取締役 治山 正史	岡山市北区表町一丁目 2番3号	(19) 平成28年2月18日(小売業者「株式会社B. Sグル ープ」の住所変更)
				(20) 平成28年8月31日(小売業者「クールカレアン株式会 社」の退店)
				(21) 平成28年4月1日(小売業者「株式会社IC I石井スポ ーツ」の出店)
				(22) 平成28年4月1日(小売業者「はるやま商事株式会社」の 出店)

(注) 代表者が変更した小売業者を◎、住所変更した小売業者を△、新たに出店した小売業者を☆、社名変更した小売業者を#で表示

(別紙3)

変更の年月日

(1) 平成28年10月6日(大規模小売店舗の設置者・小売業者「株式会社そごう・西武」の代表者変更)

広島市告示第92号

平成29年3月8日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活

保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
住谷内科・消化器内科・リハビリテーション科	広島市南区皆実町四丁目8-8	平成29年3月1日	平成35年2月28日
有限会社 ヤマキ薬局	広島市南区宇品神田一丁目7-12	平成29年3月17日	平成35年3月16日
すみれ薬局 神田店	広島市南区宇品神田二丁目14-22	平成29年3月1日	平成35年2月28日
すみれ薬局 御幸店	広島市南区宇品御幸二丁目16-4	平成29年3月1日	平成35年2月28日
医療法人網岡内科医院	広島市西区草津東一丁目7-20	平成29年3月1日	平成35年2月28日
梅木歯科医院	広島市西区観音本町二丁目7-28	平成29年3月1日	平成35年2月28日
ごこみ薬局	広島市西区草津梅が台12-5	平成29年3月1日	平成35年2月28日
まえだ薬局 三篠北町店	広島市西区三篠北町19-27 イケダビル1F	平成29年3月1日	平成35年2月28日
（有）林薬局	広島市安佐南区祇園二丁目47-23	平成29年3月1日	平成35年2月28日
タウン薬局 高取店	広島市安佐南区高取北一丁目4-25	平成29年3月1日	平成35年2月28日
イオン薬局 広島祇園店	広島市安佐南区祇園三丁目2-1 イオン広島祇園店1F	平成29年3月1日	平成35年2月28日
西山本薬局	広島市安佐南区山本一丁目5-18	平成29年3月1日	平成35年2月28日
一般社団法人安佐医師会 安佐医師会可部夜間急病センター	広島市安佐北区可部四丁目11-28	平成29年3月22日	平成35年3月21日
白石眼科	広島市安佐北区可部三丁目21-20	平成29年3月1日	平成35年2月28日
医療法人社団一陽会 一陽会クリニック	広島市佐伯区旭園10-3	平成29年3月1日	平成35年2月28日
今井耳鼻咽喉科医院	広島市佐伯区楽々園三丁目2-22	平成29年3月1日	平成35年2月28日

広島市告示第93号

平成29年3月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
洋光歯科クリニック	広島市南区向洋本町5-5-101	平成29年3月1日	平成35年2月28日
ただだ歯科医院	広島市南区仁保新町二丁目7-1-101	平成29年3月1日	平成35年2月28日
森本歯科医院	広島市南区東雲二丁目7-19	平成29年3月1日	平成35年2月28日
佐々木胃腸科内科医院	広島市西区横川町二丁目11-12	平成29年3月1日	平成35年2月28日
よねざわ脳神経外科クリニック	広島市安佐南区沼田町大字阿戸字上河原3635	平成29年3月1日	平成35年2月28日
かしわ歯科医院	広島市安佐南区伴東五丁目20-44	平成29年3月1日	平成35年2月28日
とやま薬局	広島市安佐南区沼田町大字阿戸3634-1	平成29年3月1日	平成35年2月28日
あだち歯科医院	広島市安佐北区落合南一丁目11-13	平成29年3月1日	平成35年2月28日
兼池歯科	広島市佐伯区五日市駅前二丁目15-22F	平成29年3月1日	平成35年2月28日

広島市告示第94号

平成29年3月8日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場、区画数及び期間

駐車場名	区画数	休止する日時
広島市市営猿猴橋町駐車場	18台	平成29年3月24日（金）午前9時から 同月26日（日）午後9時まで

2 休止する理由

東部河岸緑地（広島駅南口Bブロック前）整備工事完成式典等の開催に伴い、当該駐車場が会場として使用されるため。

広島市告示第95号

平成29年3月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合 は施術者の住所)		
松本茂美	ひまわり鍼灸治療院	広島市南区宇品神田五丁目26-7 今徳ビル303	あん摩・マッサージ はり・きゅう	平成29年2月1日

広島市告示第96号

平成29年3月9日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影を印刷する公印の名称
被爆70周年記念事業写真集 「写そう残そう私の広島2015」 入選の賞状	賞状等専用市長印

広島市告示第97号

平成29年3月9日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
村越貴典	からだ元氣治療院 広島安佐南 鍼灸・マッサージ	広島市安佐南区中筋一丁目23-1 5メゾン猫本103号	あん摩・マッサージ はり・きゅう	平成29年3月1日

広島市告示第98号

平成29年3月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残

留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
訪問看護ステーションみどりい	広島市安佐南区 緑井二丁目28-31-202	平成28年4月1日	平成34年3月31日
訪問看護優	広島市安佐北区 可部南二丁目8-4サンルート 可部南101	平成28年1月1日	平成33年2月28日

広島市告示第99号

平成29年3月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合 は施術者の住所)		
森本達也	楽らく接骨鍼灸院	広島市安佐北区亀崎一丁目3-1	柔道整備	平成29年3月2日

広島市告示第100号

平成29年3月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第101号

平成29年3月16日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第4項の規定により、控除対象寄附金指定の届出事項の変更の届出があったので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

広島市長 松井一實

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	変更年月日
社会福祉法人広島市社会福祉協議会	(旧) 広島市中区千田町一丁目9番43号	平成28年12月5日
	(新) 広島市南区松原町5番1号	

広島市告示第102号

平成29年3月17日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
平成29年3月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	西区	三滝本町二丁目、己斐本町三丁目及び高須三丁目の各一部	分流
	安佐北区	可部町大字上町屋の一部	
汚水を排除	東区	中山南一丁目の一部	
	南区	丹那町の一部	
	安佐南区	相田二丁目、祇園一丁目、長束三丁目、山本九丁目及び伴東二丁目の各一部	
	安佐北区	深川一丁目、可部町大字南原及び安佐町大字久地の各一部	
	安芸区	矢野西五丁目の一部	
	佐伯区	屋代三丁目、三筋二丁目及び五日市町大字石内の各一部	

広島市告示第103号

平成29年3月17日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日
平成29年3月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。

(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
南区	丹那町の一部	位置：広島市南区宇品東四丁目2番27号 名称：広島市旭町水資源再生センター
西区	三滝本町二丁目、己斐本町三丁目及び高須三丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐南区	相田二丁目、祇園一丁目、長束三丁目、山本九丁目及び伴東二丁目の各一部	
安佐北区	深川一丁目、可部町大字上町屋、可部町大字南原及び安佐町大字久地の各一部	
佐伯区	屋代三丁目、三筋二丁目及び五日市町大字石内の各一部	
東区	中山南一丁目の一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
安芸区	矢野西五丁目の一部	

広島市告示第104号

平成29年3月17日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例(昭和47年広島市条例第96号)第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
平成29年3月20日
- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐南区沼田町大字阿戸の一部	戸山農業集落排水処理施設
安佐北区白木町大字小越の一部	井原高南農業集落排水処理施設

広島市告示第105号

平成29年3月21日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

名称	住所	代表者
株式会社ビックカメラ	東京都豊島区高田三丁目23番23号	代表取締役 川村 仁志

2 委託した期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

広島市告示第106号

平成29年3月21日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第34条において準用する同規則第11条の規定に基づき、市営店舗の使用料を次のとおり変更します。

広島市長 松井 一 實

1 市営店舗名及び変更後使用料

別紙のとおり

2 変更日

平成29年4月1日

別紙 略

広島市告示第107号

平成29年3月22日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 広島新幹線名店街（東区画）
- (2) 所在地 広島市南区松原町1185番地

2 大規模小売店舗を設置する者

中国S C開発株式会社
 代表取締役社長 湊 和則
 広島市南区松原町2番37号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者

小売業者		住所
名称	代表者	
未定	—	—

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年11月11日

5 大規模小売店舗の店舗面積の合計

4,187平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
46台
- (2) 駐輪場の収容台数

120台

- (3) 荷さばき施設の面積
260平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
28.7立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 開店時刻 午前6時
 - イ 閉店時刻 午後12時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前5時30分から午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
1か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前0時から午後12時まで（24時間）

8 届出年月日

平成29年3月10日

9 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部区政調整課

10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成29年3月22日から同年7月24日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

11 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成29年7月24日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第108号

平成29年3月22日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定によ

り、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 エディオン可部店・ドラッグコスモス亀山店
 - (2) 所在地 広島市安佐北区亀山二丁目10-17
- 2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社エディオン
代表取締役 久保 允誉
広島市中区紙屋町二丁目1番18号

株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)
名 称：エディオン可部店・(仮称)ドラッグコスモス亀山店
所在地：広島市安佐北区亀山二丁目10-17
(変更後)
名 称：エディオン可部店・ドラッグコスモス亀山店
所在地：広島市安佐北区亀山二丁目10-17
- 4 変更年月日
平成28年11月12日
- 5 届出年月日
平成29年3月8日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
平成29年3月22日から同年7月24日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 平成29年7月24日
 - (2) 提出先
〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第109号

平成29年3月22日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ドラッグコスモス可部南店
 - (2) 所在地 広島市安佐北区可部南二丁目25-31
- 2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)
名 称：(仮称)ドラッグコスモス可部南店
所在地：広島市安佐北区可部南二丁目25-31
(変更後)
名 称：ドラッグコスモス可部南店
所在地：広島市安佐北区可部南二丁目25-31
- 4 変更年月日
平成29年3月8日
- 5 届出年月日
平成29年3月8日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
平成29年3月22日から同年7月24日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成29年7月24日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第110号

平成29年3月23日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、電子計算機に記録した印影の用紙への出力により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影を印刷する公印の名称
介護時間承認書	市長印

広島市告示第111号

平成29年3月23日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市東区戸坂大上一丁目の1709番1の一部、1709番8及び1710番2

2 開発面積

1,696.99㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市安佐北区落合南七丁目2番28号

石原 慎二

4 検査済証交付年月日

平成29年3月23日

広島市告示第112号

平成29年3月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
仁井俊彦	安芸整骨院	広島市中区中町5-1 第2長沼ビル401	柔道整復	平成29年4月1日
吉田昭彦	まごころ鍼灸マッサージ治療院	広島市中区白鳥中町12-16 TKビル1階	あん摩・マッサージ	平成29年3月1日
河野誠二	こうの鍼灸院	広島市東区中山北町1-13-3	はり・きゅう	平成29年2月16日

広島市告示第116号

平成29年3月24日

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第9号の規定により、次の指定居宅サービス事業者の指定を取り消しましたので、告示します。

広島市長 松井一實

指定取消年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
平成29年4月24日	有限会社ワイブランニング	訪問看護ステーションマロン	東区戸坂新町一丁目5番31号	訪問介護

広島市告示第117号

平成29年3月24日

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項第3号、第6号及び第8号の規定により、次の指定居宅介護支援事業者の指定を取り消しましたので、告示します。

広島市長 松井一實

指定取消年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
平成29年4月24日	有限会社愛ハート	有限会社愛ハート居宅介護支援事業所	東区戸坂大上四丁目1番13号	居宅介護支援

広島市告示第118号

平成29年3月24日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項第7号、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関の指定を取消したため、生活保護法第55条の3第4号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

指定取消年月日	事業所の名称	所在地	事業者(法人)の名称
平成29年4月24日	訪問看護ステーションマロン	広島市東区戸坂新町一丁目5番31号	有限会社ワイプランニング

広島市告示第119号

平成29年3月24日

広島市文化交流会館条例(平成21年広島市条例第58号)第18条第1項の規定に基づき、広島市文化交流会館のホール施設の呼称を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 呼称を定めた施設
広島市文化交流会館のホール施設
- 2 呼称
広島文化学園HBGホール
- 3 呼称の略称
広島文化学園ホール
- 4 呼称の英語表記
H i r o s h i m a B u n k a G a k u e n H B G H a l l
- 5 呼称を使用する期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

広島市告示第120号

平成29年3月24日

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の6第1項に基づき指定緊急避難場所の指定を取り消したので、第49条の6第2項の規定に基づき下記のとおり告示します。

記

名称	行政区	所在地	取り消した 適応災害
中央図書館	中区	基町3-1	土砂災害、高潮、洪水
映像文化ライブラリー	中区	基町3-1	土砂災害、高潮、洪水
こども図書館	中区	基町5-83	土砂災害、高潮、洪水
こども文化科学館	中区	基町5-83	土砂災害、高潮、洪水
青少年センター	中区	基町5-61	土砂災害、高潮、洪水
幟町集会所	中区	八丁堀3-2	土砂災害、高潮、洪水
社会福祉センター	中区	千田町一丁目9-43	土砂災害、高潮、洪水

広島市長 松井一實

広島市告示第121号

平成29年3月24日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐南区伴西五丁目の1359番3、1359番4、1369番の一部、1369番2の一部、1381番の一部、1382番、1384番1、1384番2、1384番3、1384番4、1384番5、乙1390番の一部、1573番4の一部、1574番1の一部、1574番3の一部、1575番3、1576番5、1577番1の一部、2894番1の一部、2894番2、2894番3、2894番4、2894番5の一部、2895番1の一部、2895番4の一部、2895番13、2895番14、2895番15の一部、2895番16、2896番1の一部、2896番6、2896番7の一部、2896番8、2939番1の一部、2939番11及び2939番12
- 2 開発面積
79,221.17㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市安佐南区八木六丁目5番1-4号
都市開発有限会社
取締役 柳川 洋次
- 4 検査済証交付年月日
平成29年3月24日

広島市告示第122号

平成29年3月24日

広島市私道整備工事費補助金交付規則(昭和48年広島市規則第47号)第4条第1項の規定に基づき私道の整備工事に要する経費を認定する場合の上限となる額を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

また、広島市私道整備工事費補助金交付規則第4条第1項の規定により市長が認定する額は、実際の整備工事に要する経費と当該上限となる額のいずれか低い額とします。

これに伴い、平成28年3月29日付け広島市告示第136号を廃止します。

広島市長 松井一實

- 1 舗装新設工事(これに準ずるものを含む。)に要する経費次のとおりとする。

区 分	単位	金額
-----	----	----

私道別	土地区画整理事業その他により、将来形状変更のあることが明らかな区域内の私道及び幅員1.8メートル未満の私道	人力施工による場合		7,640円
		機械施工による場合		3,020円
	その他の一般私道	すべり止め舗装	人力施工による場合	8,950円
			機械施工による場合	4,070円
		その他	人力施工による場合	8,570円
			機械施工による場合	3,700円
舗装止め工				1メートルにつき 7,210円

2 排水施設新設工事（これに準ずるものを含む。）に要する経費

次のとおりとする。

(1) 側溝及び雨水ます新設工事に要する経費

種別		単位	金額
側溝新設工事	L型側溝とする場合	エプロン幅が30センチメートルのもの	11,480円
		エプロン幅が40センチメートルのもの	12,470円
	U型側溝とする場合	コンクリート蓋有りのもの	49,860円
		コンクリート蓋無しのもの	35,410円
雨水ます設置工事		1箇所につき	39,960円

(2) 排水管路新設工事に要する経費

種別	内径	単位	金額
硬質塩化ビニール管とする場合	150ミリメートル	1メートルにつき	21,600円
	200ミリメートル		23,430円
支管取付工事（硬質塩化ビニール管に取り付ける場合に限る）	150ミリメートル	1箇所につき	16,200円
ヒューム管とする場合	150ミリメートル	1メートルにつき	27,970円
	200ミリメートル		31,100円

3 交通安全施設新設工事に要する経費

次のとおりとする。

種別	規格	単位	金額
----	----	----	----

転落防止柵設置工事	土中建込	ビーム式支柱間隔3メートル	1メートルにつき	12,960円
	コンクリート建込	ビーム式支柱間隔3メートル		10,760円
ガードレール設置工事	土中建込	塗装品		12,850円
	コンクリート建込	塗装品		12,690円
道路反射鏡設置工事	一面鏡	600ミリメートル直柱	1基につき	135,000円

4 舗装補修工事に要する経費

次のとおりとする。

施工方法		単位	金額
すべり止め舗装	人力施工	1平方メートルにつき	3,720円
	機械施工		2,300円
その他	人力施工		3,340円
	機械施工		1,920円

5 交通安全施設補修工事に要する経費

次のとおりとする。

種別	規格	単位	金額
転落防止柵補修工事	ビーム取換	42.7ミリメートル	1メートルにつき 3,730円
ガードレール補修工事	レール取換	4メートル	7,930円
道路反射鏡補修工事	反射鏡取換	600ミリメートル	1基につき 94,390円
	支柱取換	76.3ミリメートル	1メートルにつき 8,100円

6 経費の額の特例

私道の状況により前各項に定める基準により難い場合において、市長が特に認めたものについては、その都度別に定める額とする。

7 施行期日

平成29年4月1日

広島市告示第123号

平成29年3月27日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課及び安佐南区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

縦覧日及び縦覧時間